

業務資料No.520

---

# オーストラリアの市民の権利について

---

昭和54年3月

国際協力事業団

JAPAN INTERNATIONAL COOPERATION AGENCY



国際協力事業団  
設立  
期日 84.3.30  
登録No. 02265  
201  
42  
ETI

## まえがき

本書はオーストラリアシドニー大学准教授でもあり、ニューサウスウェールズ市民の自由を守る会会長でもあるケンバックレー氏の著した「ALL ABOUT CITIZENS' RIGHTS」の和訳本である。和訳は市中の翻訳機関に行なわせたが、専門語の和訳その他に不適當と思われる訳出も無いではないが、この種の情報の早急な伝達も重要であり、大略の修正にとどめ、そのまま掲載した。

本書の内容はオーストラリア市民、特にオーストラリア社会の中で少数派である移住者が知っておくべき「市民の権利」とか「市民の自由」などの基本的な問題を取扱っている。

たとえば官憲からの一方的な逮捕からの解放や市民の法廷における権利とか、表現集会、交際、性、移動の自由などの事項につき取上げている。

すなわち、オーストラリアで生活する移住者にとっては、きわめて重要な問題ばかりである。

オーストラリア移住者が増加しようとしている今日、オーストラリア移住業務関係者が、かかる内容を、正しく理解することは、今後の移住相談などの業務に一層役立つものになると思料するので、本書を充分活用願えれば幸いである。

昭和54年3月

国際協力事業団  
移住国内事業部長

JICA LIBRARY



1042785[4]



## 目 次

はしがき .....	3
第1章 一方的な逮捕からの解放	
(1) 令状に基づく逮捕.....	5
(2) 令状によらない逮捕.....	5
(3) 警察の質問 .....	7
(4) 子供の尋問.....	10
(5) 身体捜査及び家宅捜査.....	10
(6) 運転者と呼気テスト.....	13
(7) 逮捕後：保釈.....	13
(8) 証拠の収集.....	16
第2章 法廷における権利	
(1) 公平な裁判.....	22
(2) 法律上の代弁者.....	23
(3) 法律扶助.....	25
第3章 公共団体に対する苦情	
(1) 警察.....	31
(2) 公務員：行政監察官.....	34
第4章 表現の自由	
(1) 名誉毀損.....	39
(2) 検閲 ① 文学.....	41
② 映画，演劇.....	47

## 第5章 集会及び交際の自由

(1) 街頭集会と行進	53
(2) 屋内集会	55
(3) 関連活動	56
(4) 通行妨害	58
(5) 不快な言動	58
(6) 交わり・交際による罪	61
(7) 労働組合	63

## 第6章 非協調の権利

(1) 酩酊	76
(2) 浮浪	77
(3) 売春	82
(4) 賭博及び物乞い	85
(5) 麻薬	88

## 第7章 性の自由

(1) 結婚と離婚	95
(2) 避妊と中絶	97
(3) 同性愛	100
(4) 強姦、情交等	102

## 第8章 移動の自由

(1) 移住とパスポート	109
(2) 移住と国外追放	110
(3) 帰化	113

## 第9章 平等と少数派

- (1) 女性..... 119
- (2) 移住者..... 121
- (3) アボリジニー..... 125

## 第10章 無防備の少数派

- (1) 子供..... 133
- (2) 囚人..... 138
- (3) 精神病患者..... 143

## 第11章 プライバシーと情報の自由

- (1) 報道機関..... 152
- (2) コンピューター化された情報..... 154
- (3) 盗聴及び電話盗聴..... 156
- (4) オーストラリア安全保障情報局..... 158
- (5) 情報の自由..... 159

## 第12章 自由の拡大

- (1) 人権法案..... 166
- (2) 援助機関..... 169

- 索引..... 179





「オーストラリアの市民の権利」  
について



## は し が き

我々はオーストラリア居住者であるが、オーストラリア国民ではない。我々は市民の権利を支配する驚くほど多様な法律を作っている6つの州と2つの特別地域の市民である。全国選挙の投票権でさえ、州法によって決められている。

集会、交際又は読書の自由、無罪であるという推定を確認すること、又は被告人が必ず弁護士の助言を受けられるようにすること、データバンクにある自分のファイルを入手すること、電話の盗聴を心配せずに連絡をとる権利などについて、法律によって保証されている絶対的な権利などというものはない。

「市民の権利」とは、警察、政府機関、地方評議会、各種専門職の階級組織などがそれぞれの範囲の選択を使い果たした後に残されているものである。当局の裁量の余地は途方もなく広範囲にわたり、裁判所、議会又は行政監察官の監視を受けるのは、そのうちのどくわずかではない。

我が国の民法の主な受益者は、保護を必要としない人々—人生が出世物語のような人々、裕福な人々、教育のある人々、自信のある人々、いつでも専門家の助言や援助が受けられる人々—である。

我々は、そのライフスタイルが国民の平均と異なる人々について、大きな集団的不安を抱いているように思われる。我が国の法律はこのような臆病さを反映している。貧困、英語を話せないこと、非協調、青少年犯罪などは厳しく罰せられる。我々の州法の主な犠牲者は、アボリジニー、子供、未熟練移住者、囚人、女性及び精神病患者である。

ケン・バックレーの主張は論争的なものでも特に何かを訴えるためのものでもない。彼の冷静さが、事実を一層憂慮すべきものにしてている。

現在、州議会及び国会による人権法案及び情報の自由に関する法案の可決を求める強い主張があるが、個人及び圧力団体が市民の権利を熟知し、用心深く支持しなければ、それらは効果を発揮しないだろう。バックレー教授の本は我々に重要な情報を与

えてくれる。私は我々にそれを活用するだけの勇気があることを願う。

バリー・オー・ジョーンズ

## 第1章 一方的な逮捕からの解放

夜中にはげしくドアをたたき警察、圧力をかけて尋問を行うために引き立てられていく被疑者、そしておそらく裁判なしの投獄—これらは一部の国の刑事「司法」制度である。幸いにしてオーストラリアはこのような国ではない。しかしこの国における警察の逮捕権は圧倒的であり、しばしば濫用されている。

刑事犯で起訴する場合、裁判所に出頭させるには三つの方法がある。すなわち書面による召喚（たとえば軽い交通違反など）令状による逮捕及び令状によらない逮捕である。

### (1) 令状による逮捕

令状とは、令状に指名されている人物が犯罪を犯したと疑うに足りる相当な理由があるという申し立てに基づいて治安判事によって署名された正式の命令書である。罪名は令状に明記されていなければならず、逮捕される者は、逮捕時に（逮捕に向った警察官が令状を持っていない場合には、不当に遅れることなく）令状を見せてもらうか、読み上げてもらう権利がある。

### (2) 令状によらない逮捕

今日では、大部分の逮捕は令状なしで執行されているが、警察官のそうする権限は無制限のものではなく、州によっていく分、異なる。令状によらない逮捕は、次のような状況のいずれかの場合に認められる。

- ① 人が犯罪行為中に（又はニューサウスウェールズ州ではその直後に）発見された場合。これは、ニューサウスウェールズ州と南オーストラリア州ではあらゆる犯罪にあてはまる。他の州では、ある種の軽犯罪は除外されているが、実際には

現行犯で逮捕された者は、少くとも弁護士の助言が得られるまでは、その逮捕が合法的なものであろうと推定した方が賢明であろう。事実どの州でも、さまざまなありふれた犯罪—たとえば浮浪罪、酩酊して乱暴を働くといった路上犯罪、違法賭博などを犯しているところを発見された者は誰でも令状なしで逮捕できる権限を警察に与えている。

- ② 警察官が、ある人物が犯罪を犯したと疑うに足りる相当な理由を持っている場合。このような場合に警察が令状なしで逮捕する権限は、やはりニューサウスウェールズ州と南オーストラリア州ではきわめて範囲が広く、他の州ではある程度制限されている。このような制限は、通常重罪と呼ばれるより重大な犯罪には適用されない。
- ③ 警察官が、重罪が犯されようとしていると疑うに足りる相当な理由がある場合。従って、強盗を働こうとしているという疑いを生じさせるような態度で夜間にうろついている者は、令状なしで逮捕されるかもしれない。どの州でも、正当な理由もなく、夜間に家屋侵入道具を所持しているところを発見されるとは重大な罪である。またニューサウスウェールズ州では、この罪は、昼間も含むよう範囲が拡大されている。南オーストラリア州では、どのような犯罪でも(すなわち重罪よりもさらに範囲が広い)それが犯されようとしていると疑うに足りる相当な理由がある場合には、警察は令状なしで逮捕することができる。また西オーストラリア州の警察も同じような権限を持っていると考えている。

上記以外の状況で行われる逮捕は通常違法であり、逮捕された者は、不当逮捕及び不正拘引の訴訟を起すことができる。しかし逮捕された者が裁判で無罪になったからといって、彼の方に不当逮捕の訴訟に勝つだけの十分な言い分があるということにはならない。無罪放免とは、罪状が十分疑う余地なく証明されたとは裁判所が納得しないことを意味しており、その警察官がもともと逮捕するだけの十分な理由をもっていただけだと考える余地を依然として残している。彼の理由が本当に妥当なものであったかどうかは、裁判所が決めることである。単なる直感—又は悪意の動機から出た逮捕は、正当化され得ない。

たとえ不当に逮捕されたと確信していたとしても、抵抗することは非常に浅はかなことであり、実際危険にもなり得る。警察官は合法的な逮捕を実行する為に必要な（必要以上にではないが）武力を行使する権利があり、彼はおそらくあなたよりも武力の点では経験が豊かであろう。しかも、もし抵抗すれば、あなたはほとんど確実に警官暴行、公務執行妨害といったその他の罪状にも直面することになる。逮捕が違法であれば、このような余分の罪名は無効であるが、これは証明がむずかしい。

最善の方針は、自分の権利を断固としてしかし慎重に主張しつつ、おだやかに従うことである。あなたは逮捕の理由をたづねるべきであり、直ちに答えが与えられる権利がある。もっともその答えは、その段階では正確な罪状の説明ではなく、大ざっぱな説明かもしれない。逃亡したり、合法的な逮捕に抵抗したりすれば、当然逮捕時にこのような情報が与えられなかったからだと後で文句をいうことはできない。

### (3) 警察の質問

警察官には質問のために人を物引する権限があると一般に信じられていることは誤りである。警察には質問する権利はあるが、誰も質問に答えたり供述する義務はない。この警察の質問に答えることを拒否する権利には、いくつかの例外がある。道路交通法は一般に要求があれば免許証を提示し、住所氏名、車のナンバー及び所有者の住所氏名を明らかにし、事故の内容を簡単に説明することを運転者に義務づけている。その他にも、要求があれば警察に住所氏名を明らかにすることを市民に義務づけている法律がいくつかある。これは特に南オーストラリア州、タスマニア州及び北部特別地域であるが、西オーストラリア州の場合は極端で、いかなる時でも何の理由もなく住所氏名を要求する権限を警察に与えており、これに従わない場合には逮捕を認めている。連邦法の下では、違法移住者の疑いで逮捕された者には、警察官又は移民省の役人の質問に答えるよう要求されており、これを拒否した場合の刑罰は、罰金又は6ヶ月の禁固刑となっている。

しかしこれらの例外を除けば、警察官に何も言う必要はなく、黙否のために警察官

の公務執行妨害に問われることはない。実際には職務質問を受けたならば、住所氏名を明らかにすることが望ましい。交通事故の場合を除き、もし警察官がそれ以上の質問をしたならば、「逮捕するのですか」と尋ねる権利がある。答えが「ノー」であれば、あなたは立ち去る権利がある。この権利は慎重に行使すべきであり、できればあとでその状況を証言できる別の証人がいるところで行使することが望ましい。怒った警察官が罪をでっちあげないとも限らない。

とりわけ、警察官には、質問のため警察署まで同行することを命令する権利がないことを強調しておかねかならない。実際これは非常によく行われており、警察側が市民の無知につけ込んでいるのである。法律的には警察署への出頭を強制されるのは、逮捕された場合あるいは運転者であれば、道路わきでのアルコール検知テストに合格せず、アルコール検知器によるテストを受けるよう要求された場合だけである。警察には単に質問のためだけは人を拘引する権限はない。そうすることは、要するに、不法監禁である。勿論、警察官には、自分はただその人に警察署まで同行するよう言うだけであり、彼は自分の自由意志で同意したのだと答えることによって、このような告訴に答えるかもしれない。このような場合のむずかしさは、それが通常水かけ論であるという点である。それでも市民は、もっと警察のこけおどしに挑む心の準備をしておくべきである。

市民の応答を拒否する権利を強調することは、警察の犯罪防止及び捜査の仕事に対する協力の欠如を意味すると言われるかもしれないが、そうではない。警察の正当な質問と、不当なあるいは単に差出がましい質問の間には区別がある。さらに、犯罪を犯したと疑われた者は法律とは多くの面できわめて専門的なものであるという事実を認識すべきである。警察官にしゃべった言葉は、いかになに気なく言った言葉でも署名された供述と同じようにさっそく法廷で利用されることもありうる。従って、恐らくその時の激情で、早まって不注意にもらした発言が、法廷の冷たい雰囲気の中で当然完全に正確な言葉通りでなく、再現されるかもしれない。このような発言や言葉は前後の文脈から取り出され、口に出した時に決して意図しなかったような意味が込められるかもしれない。多くの治安判事は、有罪又は無罪を示唆しているかどうかを



判断するために、被告人がしゃべったことについての警察官の報告の正確な言葉を非常に綿密に考慮する傾向がある。このように自分で気がつかないうちにしばしば誤って自分自身又は友人を罪におとし入れることはめずらしくない。

時には、疑われている罪のない人が、警察の質問に直ちに答えることによって、かなり有利になることもある。たとえば戸別販売のセールスマンやバーの誰かから何かを買い、警察がその品物は最近盗まれたものであるという証拠を持っている場合、警察は窃盗又は盗難品を受け取った罪を着せる権利がある。このような場合、特に支払った価格がその価額よりも不当に安い場合には、その品物をどのようにして手に入手したかを直ちに説明すれば罪を着せられるいわれがないことを警察に納得させることができるかもしれない。同様に、軽い交通事故で、誰も負傷しなかった場合には、自分の無罪を確信している事故の当事者がその場で説明すれば、摘発の機先を制することができるかもしれない。

しかし一般的に言って、けん疑をかけられている者にとっての黄金律は、弁護士が同席して助言を与えてくれるまでは、警察にできるだけすこししかしゃべらないことである。あなたはただ自分の無実を主張し、弁護士に会うまでは何も述べたくないという、言い続ける権利がある。これはあなたが既に逮捕されていようといまいと有効であり、後で法廷においてあなたの不利になることはない。供述した方があなたのためになるという警察官の示唆は間違っており、無視するべきである。あなたが有罪かどうか、また有罪であれば、どのような刑罰にすべきかを決めるのは裁判所だけである。あなたが質問にこたえることを拒否した場合、刑事はいばりちらしたりおどしたりするかもしれない。あなたは応答の際に無礼を働いたり抜け目なく振舞う誘惑に抵抗すべきである。腹を立てたりろうばいしたりすれば、あなたの不利になるように利用されることを何かしゃべるかもしれない。実際、あなたは侮辱的または無礼な言葉を吐いた罪に自分をおとし入れるかもしれない。ことばの上で点をかせぐことは一時的な満足を与えてくれるかもしれないが、冷静を保ち、口を閉じていた方がよい。黙秘権は書類の署名にも適用されることをおほえておくべきである。警察が質問と答えとから成る取り調べの記録をタイプし、取り調べを受けた者に、正しい記録としてそれに署名

するよう求めることがよく行われている。これを単なる形式として扱うべきではない。というのも署名された調書は、署名された自白と同じように、完全に証拠として認められるからである。記録にかかっている質問への答えは、実際には不完全で、間違っ  
て解釈されるかもしれないのである。

#### (4) 子供の尋問

警察の尋問については、子供も大人と同じ権利を有している。それでも子供の場合は明らかに一層の保護が必要であり、これについては警察庁長官からその部下に与えられる指示の中に、何らかの正式の条項がある。従って、ニューサウスウェールズ州では、警察官は、16歳未満と考えられる子供の尋問は、両親、親類又は他の責任者の同席のもとに行い、子供の取調べは学校ではなく自宅で行うよう指示されている。残念ながらこれらの指示は「むりなく実行可能であれば」といった限定的語句によって骨抜きにされており、熱心すぎる警察官によって子供達の権利が無視されるという気がかりなケースがこれまでに見られた。

#### (5) 身体捜査及び家宅捜査

一般に、警察はまず逮捕しない限り、人を呼び止めて身体捜査をする権利はない。従って警察には誰かを「身体検査」する広範な権利というものはない。しかし例外はある。大部分の州では、警察は無免許の銃砲又はその他の危険な凶器を所持していると疑うに足りる理由のある人々を身体捜査する権限がある。ニューサウスウェールズ州、南オーストラリア州及び北部特別地域では、警察は盗難品を所持していると十分疑われる人物を呼び止め身体捜査する権限を有する。連邦警察は、スパイ行為又は公務上の秘密の漏洩に関するある種の捜査権を有している。

ひとたび逮捕が執行され、起訴されれば、警察は自由に犯人を身体捜査できる。また彼らは、家宅捜査が犯罪の証拠をもたらすと考える理由があれば、逮捕者が居住し

ていた家屋を捜査することができる。もっともこのような状況における警察の権限は明らかではない。

警察官が何か物品を捜査しそれを押収するために個人の家屋に立ち入るためには、通常令状が必要である。家屋への強制立入りを許可するような令状は、通常、逮捕状の場合と同じように治安判事によって発行される。二州を除くすべての州では、捜査状が有効であるためには、家屋の住所を明記し、捜査する物品の種類又はその目的を明らかにしなければならない。しかし南オーストラリア州及びタスマニア州は例外で、警察に非常に広範囲な捜査権を与えている。これら二州の警察庁長官には、警察官に一般令状を発行する権利があることが制定法で認められている。これらの一般令状は特定のものではなく、その所持者に、盗難品がそこにあると疑うに足りる相当な理由がある場合にはいつでもあらゆる家屋を捜査する権限を与えている（南オーストラリア州では、もっと大ざっぱな理由も認められている）。警察官の自由裁量で発行されるこのような一般令状は、危険なプライバシーの侵害を生み出す。それらは、何人も特別な法的権限がない限り所有者又は居住者の意志に逆らって、住居を含む個人の家屋に侵入してはならないという一般原則に違反している。

警察官が令状なしで家屋に立ち入ることのできる状況は限られているがいくつかある。警察官は酒類販売許可法の下ではある種の権限がある。もっと一般的には合法的な逮捕を執行するため、又は拘留から逃亡した者を再逮捕するため、あるいはそこで治安妨害が起りそうだと疑うに足りる相当な理由がある場合には、令状なしで家屋に立ち入ることができる。ニューサウスウェールズ州では、精神衛生法の下に適切な診断書が発行された場合、及び騒音規制法の条件の下では、警察の立入りが認められている。しかしこのような例外を除けば、自宅にいる者が、令状をもたない警察官の立ち入りを拒否したとしても、それは彼の権利の範囲内のことである。令状をもたない警察官は単に中を見回し質問するためだけでも立ち入りを要求することはできない。勿論、もし彼がドアを蹴破って入ってきたり、ノックに応じてドアを開けた時に押し入ってきた場合、実際の状況が必ずしも理論と一致しないかもしれない。その警察官はあとで自分は招き入れられたと主張するかもしれないのである。このような状況は

深夜のパーティーなどで起ることが多い。もっともその招かれざる客に一杯の飲み物を提供することによって不愉快が避けられる場合も多い。このようなジェスチャーが不適当であったりうまく行かない場合には、自分の権利をよく知っているということ を明らかにし、できれば招待客達によく聞えるところで、その警察官に立ち去るよう 丁重に告げるべきである。

警察官でないある特定の役人に個人の家屋に立ち入り捜査し、時には、身体捜査する 権限さえ与えている法律が数多くあることを銘記しておくべきである。ある特定の 役人の権限について疑問のある人は、弁護士に相談すべきである。税関職員は許可なく 立ち入り捜査する権限を持っている。国立公園自然保護法の下では、監視員は、同 法違反の証拠品を隠していると思われる車両を捜査し、このような違反を犯したと十分 に考えられる人物を令状なしで逮捕することができる。工場、店舗及び建物の監視 員も、個人の家屋に立ち入り、検査する権限をもっている役人の例である。1975年 のNS W騒音規制法は特に知られている。同法は、警察官はもとより公害規制委員会 によって委任された役人に、騒音を処理するために夜間家屋に立ち入る権限を与えて いる。これらの役人はその騒音を止めるよう命令し、そこにいる人に住所氏名を明 らかにするよう要求することができる。

今日のようにスーパーマーケットが発展している時代には、店長が客のハンドバック を検査する権利について、面白い問題が生じてくる。「当店ではお客様がバッグを 捜査されることに同意するという条件に基づいて商品を販売しています」という趣旨 の掲示を店内のよく見える所に掲げておかない限り、このような権利は存立しない。 このような掲示は事前の同意を立証するが、それでも、客に万引のけん疑を抱く店主 又は警備員も、その客がバッグの捜査を拒否すれば、できることは限られてくる。店 主は私人による逮捕を実行してもよいが、個人にとってそれは危険な方法であり、も し間違いであれば、警察官の場合よりもはるかに誤認逮捕により起訴されやすい。代 替案として、店主は警察を呼ぶことができる。しかし、疑われた客は、警察が来るま で待っている義務はない。店主がおどかして何と言おうと、客は店から立ち去ること ができる。店主の最後の制裁は、今後の来店を拒否すること位である。

民間警備会社の従業員は、時に独断的に行動するが、実際には彼らには一般市民と同じ程度の権限しかないのである。彼らには質問のために拘引する権利も捜査する権利もなく非常に限定された私人の逮捕権しかない。

#### (6) 運転者と呼気テスト

ニューサウスウェールズ州及び南オーストラリア州の警察は、盗難品を所持していると十分疑われる車両又は船舶を停止させ、捜査し、拘引する権利を有する。さらにすべての州では、警察が酒気帯び運転の疑いのある運転者を停止させる権限がある。通常このような場合、警察官は運転者にその場で風せんをふくらませる呼気テストを受けるよう指示する。この検査を拒否すれば罪となり逮捕につながる。この予備検査が陽性であれば、被疑者はより正確なアルコール検知器による検査を受けるために警察署に出頭するよう求められる。検知器が血液 100 ミリリットル中少なくとも 0.08 グラム（ビクトリア州では 0.05 グラム）のアルコール分を検出した場合、その運転者は起訴される。

アルコール検知器による検査が陽性であっても、それは必ずしも有罪の決定的証拠とはならない。自分は潔白だと思う被逮捕者は、医師に自分の血液のサンプルを採って後で分析してもらうことを求めることができる。（もっともこれは自費である）被疑者が負傷していれば、その病状により呼気テストを受けなくてもよい場合もある。また、自宅にいる者に対しては呼気テストを受けるよう要求することはできない。一方、実際に車を運転していなくても有罪となる場合もある。すなわち、運転席に坐って車を動かそうとしているだけで十分である。従ってもし車にのり込んで、酔いがさめるまで眠ろうと思ったならば、キーをはすしておいた方がよい。

#### (7) 逮捕後：保釈

被逮捕者は警察署に連行され、そこで不必要に遅れることなく、罪名が正式に読み

上げられ記録されなければならない。恐らくその前に被逮捕者は尋問を受けるだろうが、その場合には、先述の注意を銘記しておくべきである。彼は身体検査を受け、現金や所持品を取り上げられるかもしれない。もっともそれは警察によって正式に記録されるべきである。彼は通常指紋を採取され、多分写真も撮られるであろう。実際には被逮捕者に指紋採取を強制する警察官の権利は、彼らが見なしているほど明白なものではない。ニューサウスウェールズ州の法律は、身元確認のために必要な場合にのみこれを行うことができる」と規定しており、特に軽犯罪の場合、住所氏名が分かっている多くの人々の場合には、この手続きは不必要であると論じることができる。事実、1970年には、この一般に行われている警察の慣行が、ニューサウスウェールズ州の場合と関連法が同一である首都特別地域において、問題にされ、成功を収めている。この事件は、キャンベラのデモで逮捕された女性が、警察による指紋採取を拒否したものである。彼女はその結果、公務執行妨害で起訴されたが、上告では、特別地域の警察が当然のこととして被逮捕者の指紋を採ることは違法であるという理由で無罪放免となった。にもかかわらずニューサウスウェールズ州の警察はその慣行を変えておらず、彼らにそうさせるためにはテストケースが必要であろう。

クイーンズランド州、西オーストラリア州及び南オーストラリア州の被疑者の指紋に関する法律は、ニューサウスウェールズ州のものと似ている。しかしタスマニア州の警察の権限は、正式には身元確認が問題となるケースだけには限定されていない。さらに裁判の結果無罪となった人々の指紋についても問題が生じてくる。このような場合に指紋記録を破棄することを要求しているのはクイーンズランド州だけである。西オーストラリア州及び北部特別地域では、無罪となった人々が要求した場合にのみ指紋記録を破棄しなければならないことになっている。他の州では、要求があった場合、特にその要求が市民の自由を守る会(CCL)を通じてのものであれば、警察はその記録を破棄するかもしれないが、彼らにそうする義務はない。

被逮捕者は、不当に遅れることなく裁判にかけられる権利がある。これは通常起訴や指紋採取などの正規の手続き完了後という意味に解釈されている。実際には、特に夜間や週末など法廷が開いていない時に逮捕された場合には、その遅れは認められて

いる。このような場合には、被逮捕者は保釈を請求すべきである。

保釈とは、被告人が後にその犯罪の審理の際には出廷することを保証して、裁判所までの間の拘留から釈放される制度である。従って保釈を認められた被告人は、一定額の保証金を支払って誓約することが求められる。また被告人は自分の証人となってくれる人、すなわち被告人が裁判所に出頭しなかった場合には保釈金を没収されてもよいとする人々を見付けよう求められる場合もある。保釈金の額は通常犯罪の重さによって決まる。治安判事及び裁判官は保釈を許す権限があり、多くの軽犯罪の場合は、請求に応じる義務がある。より重大な犯罪の場合は、保釈を許すかどうかは彼らの裁量で決まり、通常、被告人が釈放された場合に逃亡したり他の犯罪を犯したりしないかどうかといった要素が指標となる。

これはすべて非常に穏当に聞こえるが、実際には、この手続きは意に満たない場合が多い。裁判所は慎重で、被告人に保釈を許すことは危険であるという検察側の議論によって影響されがちである。あるいは、定められた保釈金の額が高すぎて、被告人が用意できない場合もある。このような場合には、彼の弁護の準備を損う可能性があるにも拘わらず、被告人は留置所に留まることになる。法律上は、被告人に「過大な保釈金を用意することを要求することはできないが、どの程度が過大であるかを決定する客観的基準はなく、要求できる保釈金額の限度も定められていない。

この制度のこうしたあいまいな特徴は、被逮捕者がはじめて裁判所に出頭する前に警察によって与えられる保釈の場合に混在している。被告人が令状なしで逮捕された場合、ある種の状況では、その警察署の署長が彼の保釈を決定する。その犯罪が重大なものであればこれが行われないのは理解できる。本当に問題が生じるのは比較的軽い犯罪の場合で、警察署の署長が裁量で保釈を拒否したり、その決定を引き延ばしたり報復的に行動したりすることもありうる。その結果、被告人は、最悪の場合でも罰金刑にしかならないような裁判を待ちつつ、留置所で一晩又は週末を過ごすことになるかもしれないのである。

逮捕されたら保釈を請求しなさい。その請求が警察によって拒否され又は無視された場合、あるいは定められた金額をその場で用意できなければ友人、親類又は弁護士

(又は医師)に電話するよう要求すべきである。大抵、警察はそうしてくれるだろう。もっとも彼らはそれについては迅速でない場合が多く不当に遅れるケースも数多くある。

当面の問題は、保釈の手続きと外部の人への伝言で終るわけではない。保釈金とは、必ずしも現金を用意しなければならないという意味ではない。あなた又はあなたの保証人は家の権利証書のような受納される資産を提出できるかもしれない(もっともこれらの書類は恐らく銀行又は抵当権者の手元にあり簡単に入手できないかもしれないが)しかし小切手は保釈金としては受納されない。

従ってあなたの友人は恐らく現金を集めるという仕事を引き受けるはめになるだろうが、銀行は夜間は閉まっているので、これは容易な仕事ではない。

常に信頼できる弁護士の名前をおぼえておくことが望ましい。その選任は慎重にすべきであり、ただ単にその事務所が警察署に近いところにあるとか、以前に財産取引を処理してもらったという理由で選ぶべきではない。多くの弁護士は刑法にはほとんど関心を持っていない。実際、弁護士は警察署における依頼人の尋問に立ち会う絶対的な権利はない。しかし、特に被逮捕者が黙秘権を行使した場合、立会いを主張すれば、警察はこれを認める(又は電話による助言を許可する)こともありうる。クイーンズランド州はオーストラリアの州の中でも、警察の尋問における独立の証人の立会いを規定している点でユニークである。クイーンズランド州の「浮浪、賭博及びその他の犯罪に関する法律」は、同法の下に罪を犯した疑いで拘留された者は、警察の尋問に答える間、治安判事、公務員又は別の品行方正な市民に立会いを求めることができると定めている。これは有益な防護手段であるが、それを請求する際には用心が必要である。治安判事や公務員は警察庁の職員かもしれないのである。依頼者の福利を第一に考える有能な弁護士の助言に代るものは何もない。

#### (8) 証拠の収集

逮捕された場合には、できるだけ早く、口に出した言葉をできるだけ正確に思い出



して警察官と交した会話を書き留めておくべきである。あなたは警察室と同じように後に法廷でこのようなメモから自分の記憶をよみがえらせる権利が与えられるだろう。その際には直接話法を用いるべきである。たとえば、「彼は『おまえは人でなしだ』と言いました」というのは法廷で証拠として受け入れられるが「彼は私のことを人でなしだと言いました」というのは証拠として受け入れられないだろう。事件に係わった警察官のバッジナンバーもおぼえておくべきである。

拘留から釈放されたら、直ちにできるだけ証人と連絡をとるようにすべきである。自分が起訴されたことを話し、関係のありそうな事実を思い出してくれるよう彼らに頼み、それらを書き留めておきなさい。しかしどのような証拠を与えてほしいかを示唆してはいけません。検察側に召喚されそうな証人と接触してはなりません。

肉体的に虐待されたならば、すぐに医師を訪れ、傷害について報告書を作成してくれるように頼みなさい。傷害が目に見えるものであれば、誰か適当な人に写真を撮ってもらいなさい。さらに、逮捕のそれほど前でない時期にあなたを見かけた人と連絡をとり、あなたの傷を見てもらい、拘引される前にそれらがあったかどうかを述べてもらうべきである。警察による虐待や権利の否定に関する訴えは裁判所に出頭した時は、治安判事に述べることができる。このようにすれば、後の訴訟において役立つかもしれない記録を残すことができる。もっとも警察判事はめったに警察の不利になるような訴えを本気で取り上げようとはしないようである。



## 第2章 法廷における権利



## 第2章 法廷における権利

起訴された者はすべて、それがいかに重罪でも、まず治安裁判所に出頭し、大体事件はそのレベルで解決される—オーストラリアの全裁判所で審理される刑事事件の98%は治安判事によって裁定されている。多くの人にとってそれは恐ろしい場面である。手続きはよくわからないし、通常制服を着た警察官が数人立会っている。そこでは冷静を保ち、礼儀正しくし、治安判事といえども人間で、その任務は両サイドの言い分を聞くことであるということを思い出すことが緊要である。あなたは被告人として、自分自身を弁護することが求められている。

あなたはどのように申し立てるかとたずねられるので、弁護士から別の助言を受けていない限り「無罪を主張します」と答えるべきである。たとえ自分は有罪だと信じていても弁護士の助言が得られるまでは「無罪を主張します」と答える方が望ましい。法律はきわめて複雑であるため、気がつかない内に無罪の判決を言い渡されるかもしれないからである。いずれにせよ「無罪」を主張すれば、検察側はあなたの有罪を完全に証明する必要がある。警察側の助言に基づいて有罪を認めてはなりません。そのような助言は役に立たないか公平無私でないかもしれないのである。

裁判所に出頭する前に弁護士の助言が得られなかった場合には、弁護士に会う時間がほしい旨を治安判事に告げるべきである。そうすれば、彼は訴訟をある特定の日まで延期するはずである。検察側の提案した日が都合が悪ければ、別の日を提案しなさい。あなたには、弁護を準備し裁判所に出頭してくれる証人を用意する時間が必要であろう。さらに銘記しておくべき点は治安判事が訴訟を延期した場合には、たとえすでに職権による保釈中であっても、治安判事に保釈を請求することである。軽犯罪の訴訟では、治安判事が再拘留された被告人が「自由の身」となることを認めることはめずらしくない。

## (1) 公平な裁判

司法と法律は同義語ではない。裁判所はそれがいかに不当であっても、法律を適用する義務がある。オーストラリアの刑法には、個人の自由を守るための保護手段がある。特に人は法廷において有罪と認められるまでは無罪と考えられるという原則と、罪は充分疑問の余地なく証明されなければならないという規則である。しかしこれらの保護手段は必ずしも常に見かけほど完ぺきなものではない。従って、証明の義務は検察側にあると一般に決めこんでいることは誤りである。どの州の即決犯罪法（Summary offences law）も、被告人が自分の無罪を立証することを要求する場合が多い。たとえばNSWの即決犯罪法は、7つの別々の個所で、種々の犯罪に関連して「被告人が法廷を納得させれば……それは十分な弁護である」という語句を用いている。すべての州に共通の典型的な例は浮浪罪に関するもので、被告人は十分な合法的な生活手段があることを治安判事の法廷に納得させることが要求されている。「十分」とはどういう意味かは、全く治安判事の裁量に任されている。ニューサウスウェールズ州では、浮浪者とは単に明白な生活手段又は十分な合法的な生活手段のない者ではなく、警察の一員によって浮浪者であると「十分に疑われる」者として定義するという曲解が加わっている。治安判事によって有罪の判決を受けた者は上告する権利があるがこの場合の「Catch 22」は、浮浪者はこのような上告を行う余裕がなく、公的法律扶助は一般に治安裁判所で即決罪で起訴された者には提供されないというものである。

犯罪は確率を天びんにかけるだけでなく十分疑いの余地なく証明されなければならないという一般原則については、治安判事といえども単なる人間でありすぎる場合が多いということを銘記しておかなければならない。時には彼らも偏見を抱いたり、二日酔いやその他判断に影響を及ぼす病気で苦しんでいるかもしれないのである。

多くの有給治安判事は、即決裁判所の職員の階級を登ってきた者であり、職務上、行政部、特に警察と密接な関係にあった。検察官は治安判事と絶えず交りがあり、田舎の町では、そこを訪れる治安判事はその交通手段、食事及びその他の手配を概ね警察に頼っている。例えばビクトリア州のような一部の地方では、通常、司法研修を受け

ていない地元のビジネスマンであるしろうとの治安判事による裁判が行われている。

このような状況では、治安判事が一般市民の異なる弁明よりも警察側の事件の説明を受け入れ、警察の偽証に目をつぶる傾向があったとしても不思議ではない。警察官は悪意からではないが、被告人が有罪であると信じ結果が手段を正当化すると考えるため、一般に知られているよりもっと頻繁に聖書に誓ってうそをつくものである。同じような考えは一部の治安判事にも働いているようである。彼らは、たとえあらゆる証拠が明らかにそれを示している場合でさえ、めったに警察官が法廷で偽証したとまでは言わない。

## (2) 法律上の代弁者

弁護士を雇う費用は高くつくこともありうる。財政面から見れば、軽犯罪の弁護には弁護士を利用せず有罪を認めた方が安くつく場合が多い。時には、例えば不快な態度をとがめられた人々が裁判所に出頭しなかった場合彼らは保釈金を没収されるが、欠勤によって日給を失うことはない。このようにすれば、有罪判決が記録に残ることを避けることさえできる。もっとも治安判事は裁判所への出頭を強制するために逮捕状を発するかもしれないので、これは危険な方法ではある。

代替案として、被告人は弁護士の援助を受けずに自分で弁護しようと決心することもできる。自分が実際に犯していない罪で起訴された者は弁護士など必要はなく、身の潔白が自分を守ってくれるだろうと考える傾向があるが、これは間違っている。それは、被告人に不利な証拠が真実のものであることもあれば偽りのものである場合もあるという可能性を見すごしている。またそれは、法廷における証拠の許否や開示に関する法律がきわめて専門的なものであるという事実を無視している。弁護士は専門家であり、その法律問題における尽力は、病気の場合の医者 of 尽力と同じ位価値あるものである。勿論いづれの職業の場合も、熟達して信頼できる者もいればそうでない者もいるが、最低レベルの者でさえある程度の専門技術を有している。

法律上の助言は常に求められるべきであり一般に法廷では弁護士に同席してもらう

ことが望ましい。たとえ有罪を認めるつもりであっても、減刑の嘆願をするために、一すなわち治安判事が比較的軽い判決を下すようにあなたに有利になることを説得力のあるやり方で主張するために、法律上の代弁者を利用することはそれだけの価値がある。もしそれが初犯であれば、弁護士は治安判事が有罪を認めても有罪判決を記録することなく被告人を釈放することを許可する法律の恩典をあなたに与えるよう求める可能性を即座に検討するだろう。そうでなければあなたは前科者にならないかもしれないのである。これは多くの就職の場合に重要となる。

法律上の代弁者の重要性は、NSW犯罪統計調査局によって分析されている。同局は1972年前半に小治安裁判所（Courts of Petty Sessions）で扱われ、広範囲にわたる犯罪を網羅する28,816件の判例を検討した。裁判所によって科せられる刑罰は、有罪判決を受けた者に前科があるかどうかによって異なるため、分析された判例の数は、被告人に全く前科のなかった10,559件に限定された。これらの判例は31%には被告人に弁護人がおり、同局はこれらの判例の結果と、法律上の代弁者がいなかった判例の結果とを比較した。その結果同局は、弁護人のいた被告人の方が弁護人のいなかった被告人よりも無罪を認められるチャンスが6.5倍も多かったことを明らかにした。無罪の評決に犯罪法第556A項（初犯者の項）に基づく公訴棄却を加えると、弁護人のいた被告人は3対1の割合で有利であったことが明らかにされた。反対に、弁護人のいなかった被告人は、刑務所に送られる可能性が3倍もあった。

この調査結果を別の方法でまとめ、同局は無罪を認められた人々の四分の三は弁護士によって代弁されていたのに対し、刑務所に送られた被告人の10人に9人は代弁者がいなかったと結論を下した。もちろん、他の要素も考慮に入れる必要がある。弁護士がいようとまいと、治安判事は一般に25歳未満の若者よりも40歳以上の人々に対してより寛大である。社会的地位も影響力がある。それでも同じ階級又は職業レベル内で調査結果を比較することにより、同局は弁護士のいた人々の方がそうでなかった人々よりも成績がよかったことを明らかにすることができた。これは、富や社会的地位が重要でないことを示唆しているわけではない。というのも裕福な人々は貧しい人々よりも弁護士を雇う可能性ははるかに大きいからである。



### (3) 法律扶助

普通の方法で弁護士の費用を払う余裕がなければ、無料または低費用で各種提供源から法律扶助を受けることができるかもしれない。オーストラリアの全ての州には、首都に本部を置き、時には他の都市に支部を持つ法律扶助委員会がある。一般に各州の弁護士会によって管理されているこれらの委員会は、資力が限られている人々に法律扶助を提供することを目的としている。そのためには、収入、財産等を明記した申請書を作成する必要がある。申請が認められると、その人は普通の依頼人と同じようにその訴訟を処理してくれる弁護士に紹介される。

ビクトリア州及びタスマニア州では、各申込者は個別に決定され、扶助を受けるための金銭的適格性は、厳密に収入又は財産の面からは限定されていない。他の州では最高限度が定められている。たとえばニューサウスウェールズ州の制度の下では、1975年の時点で、収入が8,693ドルプラス扶養家族一人につき400ドルを超える者は、扶助を受けることができない。配偶者の収入は計算に含まれている。最高限度額は州によって異なり、多くの中級所得者を除外している。従って西オーストラリア州では1972年の「法律扶助局に関する覚え書き」が「たとえば年収5,000ドルで扶養家族があり、住宅ローンを返済している熟練職人は、法律扶助制度の下に扶助を受ける資格がなく、かといって簡単に弁護士を雇う余裕もないというのが概ね真実である」と述べている。事実、法律扶助を断われた中級所得者は複雑な訴訟の費用によって破産するかもしれず、急激なインフレの時代に収入の最高許容限度額の改正が遅れていることによって事態は一層悪化している。

財政的に資格があるからといって、申請者が必ず扶助を与えられたり、何も支払わなくてもよいということにはならない。クイーンズランド州を除き、申請を認められた者は一般に、その収入がきわめて少ない場合を除き、訴訟費用にある程度きよ出すことが求められている。ニューサウスウェールズ州では求められている最低負担額は50ドルである。南オーストラリア州で扶助を受ける人々は総額を月々弁護士に支払うよう要求される場合が多い。これはその制度が定期支払い制度（Time-payment

system)として機能し、一部の依頼人が最終的には個人的に弁護士を依頼した場合と同じだけの金額を支払うようにするためである。一方南オーストラリア州の制度は、他の州の制度よりも、法律上の助言を含む、より広範囲なサービスを提供しているようである。たとえば、ビクトリア州の法律扶助委員会は、訴訟手続きに関する援助だけに限っており、それも申請者に少なくとも五分五分の勝目がある場合にだけ限定している。

このような違いの他に、法律扶助委員会が民事訴訟（離婚及び生活費訴訟、事故の損害賠償請求等）に関してのみ援助を与えている州と、委員会が刑事訴訟にもかかわっている州との間には、より大きな開きがある。ニューサウスウェールズ州とクイーンズランド州は前者のカテゴリーに入るのに対し、他の法律扶助委員会は、刑事訴訟に関する様々な度合の援助を与えている。南オーストラリア州はこの点に関しては比較的優位にある。タスマニア州では、治安裁判所で弁護士が提供される刑事訴訟の数は相対的に少なく、西オーストラリア州では、特別な場合にしかこのような援助は与えられていない。このことは1974年に15歳のアボリジニーのテッドフラワーが15年の禁固刑を科せられるような罪で西オーストラリア州の裁判所に引致された当初弁護士がいなかった訴訟がどのような結果になったかを説明するのに役立つかもしれない。「アボジナル・リーガル・サービス」がその訴訟について知り、フラワーのために弁護士の手配をしたのは後になってからであった。恐らくこのような事件によって奮起したのであろうが、西オーストラリア州弁護士会は、パースの二つの裁判所に出頭する被告人のために無料の法律相談を始めた。もっとも首都圏以外の裁判所は未だに対象からはずされている。他の州も、拘留中の人々に助言を与える弁護士を提供する「当番弁護士」制度をめざしているが、実験制度の進歩は遅い。

どの州でも、一般に重罪（刑事犯）で起訴された者には弁護士が提供されている。しかし例外もある。前科のある者は、別の有罪判決の場合にはその前科が不利に働くため当然最も援助が必要であるにもかかわらず、援助が拒否される場合が多い。ニューサウスウェールズ州、ビクトリア州及びクイーンズランド州では、重い刑事犯で起訴された者に対する援助は、法律扶助委員会ではなく、国選弁護士又は国選弁護人の

事務所によって処理されている。これらの事務所は俸給を受けている弁護士のグループを置いている。ニューサウスウェールズ国選弁護士会は評判が良く、広範囲にわたる民事訴訟及び、より重大な刑事訴訟を扱っている。もっとも同弁護士会は民事事件に関する援助を要請する申込者に対してはかばかしいほど厳しい家計調査を実施していることが大きな足かせとなっている。このように適格性は法律扶助委員会（これは国選弁護士の領分を侵しつつある）の場合よりもはるかに限定されているが、国選弁護士は受け入れられた申請者に料金を請求することはない。またニューサウスウェールズ州には、大都市の小治安裁判所に所属する公務員である事務所治安判事（Chamber Magistrates）という便利な制度がある。事務所治安判事は、市民に無料で助言を与えるために設けられている。助言の内容は様々であるが、事務所治安判事は人々を国選弁護士又は他の機関に紹介する機会が多い。

これまでに述べた法律扶助制度の主な欠点は、民事事件への大きな偏りである。ニューサウスウェールズ州及びクイーンズランド州では、治安裁判所で起訴された人々は強姦や殺人などの重罪に問われ上級裁判所で裁判に付される見込みがない限り、事実上このような制度からは全く援助が受けられないという事実には、我々の社会では自由よりも財産の方が重要であるという含意が明白に現われている。それでも治安裁判所には種々の軽犯罪に対し最高1年またはそれ以上の禁固刑を科す権限があるのである。

法律扶助におけるギャップはある程度オーストラリア政府によって埋められつつある。連邦政府の資金援助を受けている「アボリジナル・リガール・サービスは、独立機関であり、小治安裁判所で起訴された者を含むすべてのアボリジニーに無料の法律相談と弁護士を提供している。これよりさらに包括的なものは、オーストラリア法律援助局で、これは連邦法（及び州法）に関連して援助が必要な人々及び年金受給者、移住者、退役軍人などオーストラリア政府が特に責任を負っている人々に援助を与える俸給制の機関である。同局は現在すべての州の首都と民間の法律事務所があまり多くない地域を含むその他の町や郊外で活動している。同局は初期の困難を抱えており法廷における弁護よりむしろ法律上の助言を与える方を好んでいる。それでも弁護士

の中の保安派からの反対にもめげず発展することが許されるならば、オーストラリア法律扶助局は、援助が最も必要とされているレベル、すなわち治安裁判所における刑事犯に必要なサービスを提供すべきである。

法律扶助の分野におけるこれらの政府及び半公共的機関のほか、たとえば法律援助委員会ほど一般に狭量でなく、より熱心に真のサービスを提供しようとする多くの民間組織がある。たとえば、メルボルンにあるフィツロイ・リーガル・サービスは、人々が簡単に仕事から抜け出せない勤務時間中でなく、平日の夜に、インフォーマルな雰囲気の中で、無料の援助を与えるために、弁護士を置いている。労働組合やその他の組織もしばしばそのメンバーに法律上の援助を与えている。事件が基本的自由の侵害を伴うものであれば、市民の自由を守る会が援助してくれるだろう。このような自由の一例は刑事訴訟に直面した時は弁護人を得る権利であると断言できるが、実際には、市民の自由を守る会は原則を実行するだけの十分な財源を持たない。彼らは主としてその仕事を会員の会費に依存しているのである。これに対し、各州の法律扶助委員会は、1973年-74年に、主として離婚訴訟のために、連邦政府から200万ドルの補助金を受取っている。ここにも民事財産訴訟の方が、自由の喪失をもたらすかもしれない刑事訴訟よりも重要であるという当局の合意が見られる。

法律扶助の全体像は重複した団体のごちゃまぜである。それらの多くは、申請者を別の機関に紹介する以上のことはほとんど何も行っていない。援助の必要の人々は適当な機関を捜し回り、多くの時間をむだにしなければならない。そして裁判所においても、治安判事及び裁判官（そして時には証人）の時間と都合だけ貴重であると考えられている。

### 第3章 公共団体に対する苦情



### 第3章 公共団体に対する苦情

民主主義の社会では、何らかの伝統的な苦情伝達経路や不平をなくす手段がある。国会裁判所及び報道機関のメンバーはその明らかな例である。しかし、込み入った規則や規定と共に官僚的政治組織が拡大してくると、これらの伝達経路は多くの状況に対処するには不十分になってくる。一般の人々は当局との交渉において、わなにかけられたり差別されていると感じる場合が多い。彼らは救済措置をどこに求めたら良いのだろうか。

#### (1) 警察

警察の態度に対する市民の苦情はきわめて多く、無礼な態度から暴行や悪意による起訴までさまざまである。苦情を訴える自由は、独断的な逮捕からの解放の章に明記されている。すなわち、警察官の権限は限られており警察官は法を施行するばかりでなく法に従わなければならないのである。疑いの余地のない犯人でさえ、適正に扱われる権利があり、これには暴行を加えたり、虚偽の証拠を押しつけることは含まれない。問題は、警察官が境界を踏み越えた場合に、適当な償い的手段を確保することである。

法的権利を侵害された市民に開放されている裁判所は、その苦情の深刻さとこれまでに逮捕され起訴されたことがあるかどうかによって異なる。無礼な態度といったような小さな事柄は実際には問題にされないかもしれない。このような苦情はオーストラリアではほとんど何の成果も、もたらさない。反対に、市民の側に訴訟を起すべき正当な理由がある場合もある。このような訴訟は弁護士の助言を得てはじめて起すべきである。市民がたとえば暴行の罪で警察官を告訴し成功するのはきわめてむずかしい。このような場合、警察官達は列の間隔をつめて相手を包囲し、その結果、原告は法廷でその警察官に有利になるよう開示された証拠に接して仰天することになるかも

しれない。治安判事も被告が警察官の場合にはより高度の証拠を求める傾向がある。このため警察官に対しては、一般に刑事訴訟を起すよりも、たとえば悪意による起訴に対する損害賠償の訴訟のような民事訴訟を起す方が望ましい。民事訴訟の場合は、治安判事ではなく、評決について信頼できる陪審員がいる。いずれにせよ勝訴の見込みがあるためには、原告の証拠が強力なものでなければならない。

法的権利を侵害された市民自身が刑事犯で起訴されている場合には、一層の注意が必要である。たとえば彼が逮捕され、無礼な態度で起訴されたとしよう。もし彼がそのために有罪判決を受けたならば、そのあとで逮捕に関連した警察官の態度について刑事訴訟を起したとしても、ほとんど勝目はない。警察署で暴行を受けた者はだれでもこのことを銘記しておくべきである。彼は当然出廷した時に治安判事に訴えたいとなるだろう。そしてこれは、正しい手続きである。その訴えは後で照会するため記録されるだろう。しかし、治安判事が直ちにその場で何らかの措置をとるとは考えられず、訴えを表明したことにより、警察は自分達に対する刑事訴訟の可能性のあることを警戒するだろう。その結果、恐らく彼らは、原告に対する有罪判決を確実にするための努力を倍加することにより、告訴を取り下げさせることに最善をつくすようになるだろう。この場合も、できるだけ早い時期に弁護士の助言を得ることを強調しておかねばならない。

警察の態度に関する多くの正当な訴えは裁判所による措置を保証するとは限らない。むしろ原告は当該警察官に対しては、懲戒・配置替え又は降格などの懲戒処分がとられるべきだと感じている。その適切な例は、シドニーである夜、車を運転していたある女性が警察分隊副長に制止され、尋問のため警察署に連行された事件である。彼女は売春の疑いをかけられたのであるが、そのけん疑は、ただ彼女が売春婦がよく働いている地域にいたという事実に基づいていたにすぎない。実際には、彼女はたまたまその地区の劇場で働いている立派な女性であった。彼女は憤り、後に正式に告訴した。その告訴は警察庁によってはねつけられた。

この事件は、すべての州の警察に対する苦情の不十分な調査システムの例となっている。誰でもできれば書面で警察庁に訴えることができる。その訴えがささいなこと



でない限り警察庁は通常、当該警察官と訴えた人から供述をとることによって調査することになっている。もし、あなたが後者の立場にあれば、面接の時に弁護士に立ち会ってもらうことが望ましい。また、あなたは自宅又は弁護士の事務所で面接を行うことを主張すべきである。警察署では心理的に不利になる。供述を行ったあとは、恐らく警察が調査の結果、あなたの訴えは正当と認められなかった（あるいはまれには正当と認められた）と最終的に知らせてくるまでは、何の音沙汰もないだろう。調査は警察庁の内部で秘密裏に行われ、それが徹底的なものであったかどうか、あるいは訴えられた警察官が自己弁護でどのようなことを言ったかを知る方法は何もないだろう。またあなたにもあなたの弁護士にも、その警察官に質問したり、証人を呼んだりする機会是与えられないだろう。

このような個々の警察官に対する訴えについての警察による調査制度は必然的に、その調査結果が体裁のよいごまかしてはないかという疑惑を生じさせる。しばしばこのような訴えを取り上げている市民の自由を守る会は、このような疑惑は残念ながら正しい場合が多いと考えている。このため同会は長年、原告の訴えは独立した裁判所が扱うべきであると主張してきた。審理は公開され、両当事者とも弁護士に代弁してもらう権利を与えられるべきである。警察庁長官及び警察協会(Police Associations)は、調査に必要な設備があるのは警察だけであり、部外者による調査は警察の士気を損うという理由で、このような提案を拒否している。これらの主張は、現在の制度が警察に対する国民の信頼に与える影響を無視している。

最近、国民の不満からいくつかの改革が行われた。1971年には、ビクトリア州政府が、警察の不正行為に関する訴えについてとられた措置を見直すために、退職した治安判事を任命することを決定した。これは一歩前進であるが、警察によって調査が完了した後ではなく、その初期の段階に独立した要素を導入すべきであるという基本的要件にはまだほど遠い。1974年には、警察に対する訴えに関する特別裁判所を設立するというニューサウスウェールズ州政府の提案によって、さらに一歩前進が約束された。この裁判所は、最初の調査は引き続き警察によって行われるが、初期の時点で独立の委員会が事件に介入する制度を確立するという最近の英国の提案をモデルにする

ということであった。深刻な訴えの場合には、独立した裁判所を設立する権限が与えられ、これがひそかに証人調べをすることになる。これらの英国の提案は今のところまだ立法化されておらず、ニューサウスウェールズ州の計画の詳細はもっと莫然としている。しかし、連邦政府は、オーストラリア警察のメンバーに対する訴えの調査に独立の要素を導入する計画を採用するのではないかと思われる。

## (2) 公務員：行政監察官 (Ombudsman)

もう一つの改革の可能性は、最近の行政監察官制度の制定と共に生じてきた。1962年にさかのぼるニュージーランドの行政監察官は、警察庁に対する権限をもっており、オーストラリア各州が行政監察官の制定を決定した時、この慣行を真似しようと思えばできたはずである。しかるに、これはビクトリア州以外では行われなかった。同州では、行政監察官が警察官に対する訴えの調査について責任を負っているが、それは警察庁長官による調査の完了後もまだ不満が残っている場合は限られている。西オーストラリア州では、行政監察官が警察官に関する正式な権利を与えられているが、実際には、彼らの不正行為を簡単に「行政上の行為」として分類することはできないという理由で、個々の警察官に対する訴えを審判することは拒否している。

スウェーデン語の“Ombudsman”という名称は、単に仲介者又は代理人という意味である。この制度が採択された英語圏諸国では、OmbudsmanとはPublic Service Boardではなく、議会又は大臣に対して責任がある。(西オーストラリア州及びクィーンズランド州では、その役職名はParliamentary Commissioner for Administrative Investigationsと呼ばれている)。行政監察官は一般に、国民の誰かに影響を及ぼす行政問題に関する決定又は勧告(あるいは実行又は不実行)を調査する権限が与えられている。ただし、その問題が特定の政府省庁及びその他の公共団体に対する行政監察官の定められた管轄範囲にある場合に限られる。裁判所、警察及びその他のカテゴリーの当局又は役人は、通常行政監察官の管轄から除外されている。また、当該者が裁判所に告訴する権利がある場合の訴えも除害されている。ただしその権利の行使を期

待することが無理な場合は別である。大臣による決定も行政監察官による調査の対象からはずされているが、公務員が大臣に対して行う勧告には、この除外は適用されない。

行政監察官の役職は、公務に関する苦情を処理するための有益な手段である。個々の市民は、社会福祉、免許及び許可証の発行、財産の補償といった問題について公務員の行う決定によって、絶えず影響を受けている。これらの決定のいくつかは間違っただものである。見落とし、差別又は全くの残忍性の可能性があれば、必然的にそうなる。また妥当な期間内に決定を行わなかったことに対する合法的な批判もあるかもしれない。正しい決定でさえ不当なものとなりうる一法や規定は完全ではないのである。さらに、正しく正当な決定でも、その影響を受ける者がそれについて十分な説明を受けていなければ、彼にとってそれは不当に思われるかもしれない。このような場合、時には役所の決定に対し、裁判所や他の機関に訴えることができる場合もある。しかしこのような手段のない場合の方が多（いづれにしてもその利用は高くつく可能性がある）。わずかな手数料を支払って行政監察官に訴える価値があるのは、このような場合である。行政監察官は、その事件に関する秘密のファイルを要求し、公務員を尋問し、訴えについて徹底的に調査することができる。

1972年以来、行政監察官制度は、オーストラリアのほとんど全ての州で確立されてきた。一つの例外はタスマニア州で、立法会議特別小委員会（Select Council of the Legislative Council）が、行政監察官と同様の任務を行っている。連邦政府省庁と首都特別地域及び北部特別地域のためのオーストラリア行政監察官も設けられる予定である。これらの行政監察官の間には、いくつかの管轄上の相違がある。特に、西オーストラリア州、クイーンズランド州及び南オーストラリア州では、地方官憲が行政監察官の管轄範囲に入るが、他の州ではそうではない。

事件の調査後の行政監察官の権限は、議会への定期報告書でその事件を発表するほかは政府省庁及び大臣に勧告することに限定されている。実際には、これらの説得方法はきわめて効果的である。行政監察官は官僚の不正の万能策ではなく、広範囲にわたる政策問題にかかわっているわけでもない。多くは個々の行政監察官の質にかかっ

ており、ニューサウスウェールズ州やクイーンズランド州などの一部の州では、まだ結論を引き出せるほど長くこの制度が実施されていない。それでも全体的には、行政監察官の仕事ぶりは良く、行政当局を刺激し、国民のニーズに一層敏感に対応させる働きをしている。ささいな事あるいはつまらない事として直ちに退けられた多くの訴えは別にして、行政監察官によって徹底的に調査された訴えの20%は、正当なものであると認められ、それについて適切な救済措置がとられている。

## 第4章 表現の自由



## 第4章 表現の自由

言論及びその他のコミュニケーション形態における表現の自由は、おそらくあらゆる市民の自由の中でも最も基本的なものであろう。それがなければ、男も女も刑務所の壁や獄窓が与えるのと同じ位ばかばかしい心の牢獄に住むことになるかもしれない。しかし絶対的な物などは何もないのである。たとえば、国民の情報の自由と個人のプライバシーの権利との間にはしばしば相克が生じる。従って民主主義社会では一般に言論の自由に対するある程度の実際上の制限は認められている。問題は、このような制限が表現の自由の維持に合致する必要最低限に保たれるようにすることである。また内容の空虚さを隠す宣伝文句にも批判の目を向ける必要がある。報道の自由の要求の裏には、ニュースを選択しゆがめ、省略することにより世論を操作している少数の新聞所有者による独占があるかもしれないのである。

### (1) 名誉毀損

オーストラリアのすべての州には人を憎しみ、あざけり又は軽べつにさらしたり、仲間の目から見た彼の評判を落すような材料の公表から個人を守るための法律がある。たとえば、ある男性がその事業又は職業には不向きであるという非難、あるいはある女性が不道徳であるという非難は、名誉毀損である。中傷(slander)(一般に言葉によるもの)と名誉毀損(libel)(文書によるもので、従ってその毀損の効果がより永久的なもの)との間の昔の区別は、現在ではほとんど意味をなさない。両方とも名誉毀損として分類され、法律的には「公表」(Publication)とは、単にある人が誰か他の者に材料を伝達することを意味する。従って、単に秘書に手紙を口述することでも、その手紙が第三者の名誉を傷つけるものであれば、その第三者が損害賠償を請求する訴訟の十分な根拠となり、まれには名誉毀損罪で告訴することもできる。

ほとんどの場合、訴えられる材料は新聞や本に掲載されたものである。その発表に

係わったすべての人を……著者、発行者及び印刷者は責任を問われる。しかし一般に告訴されるのは発行者であり、新聞は特に名誉毀損の訴えや多額の損害賠償を受けやすい。このため編集者は極端に慎重になり、報道の自由が危険なほど制限される位である。また、新聞は名誉毀損に対して単に令状を発行されるだけで長い間沈黙させられ、その問題についてさらに論評することは、告訴の審理を害するかもしれないとして、法廷侮辱罪とみなされることもありうる。審理がまだずっと先のことでもそうなのである。実際には、その令状を発行した人は法廷での審理にまで進む意図は全くないのかもしれない。時には合法的な公けの論評の抑圧が唯一の目的である場合もある。オーストラリアでウォーターゲート事件が発生したならば、おそらく国民はそれについて新聞やラジオやテレビによって知らされることはないだろう。

名誉毀損に関する法律につきものの言論の自由に対する危険は施行されている法律の不確実性によって拡大されている。被告人が訴えのあった発言がだいたいにおいて真実であることを法廷において証明することによって自己の行為を弁明できるのは、ビクトリア州と南オーストラリア州だけである。他の全ての州では、致告人はその発言の真実性ばかりでなく、その発表が国民のために行われたこと、あるいはニューサウスウェールズ州ではそれが公益に関係があったことを証明しなければならない。「国民のため」とは、定義されていない莫然とした表現であり、これがある特定のケースにあてはまるかどうかの決定は陪審員（ニューサウスウェールズ州では裁判官）に任されている。

中傷的な発言をした者が利用できる弁明はその他にもいくつかある。法廷又は議会（及び議会報告書）で行われた発言は、たとえ虚偽であっても、絶対的な特典を享受し、名誉毀損の訴訟対象とはなり得ない。その他いくつかのカテゴリーの発言、特に議会における議事、裁判所又は地方当局の公平かつ正確な報告書は限定的な特典によって保護されている。すなわち、これらの発言は悪意がない限り許されている。

次に「公益に関する公正な論評」という弁明がある。これは、真実または真実と国民の利益によってのみ被告人が罪を免れることのできる事実の供述とは区別される論評にあてはまる。被告の事実が正しければ、彼はそれらの事実に基づく自分の論評は



フェアであると申し立てることができる。この場合の「フェア」とは本来「穏当な」というよりもむしろ「正直な」という意味であるが、正当な論評であるという申し立ても悪意があったという証拠によって無効にされることもありうる。誰も前もって、陪審員がある特定の論評を正当と認めるとは確信できない。

名誉毀損の問題は全体的に不確実性に包まれている。個人は正当な理由もなく公衆の面前で名誉を汚されない権利を有するが、自発的に公務に参加する者はより一層公然の批判を受けやすいものとすべきだという強い主張がある。後者のような状況では、法廷によって解釈される「正当な論評」の範囲は不十分である。公務又は討議に参加する者は、その公けの活動に関する発言が虚偽のものであるということはもちろん、それが虚偽のものであることを知りつつあるいはそれが真実か偽りか気にせず発言されたということが証明され得ない限り、その発言に関して名誉毀損で訴えることができないよう、法律を改正することは言論の自由にかなっていないといえるだろう。実際、政治家は自分達に泥が投げつけられる可能性を職業上の災難と見なしており、国会議員達は、他の人々を中傷する絶対的特権を利用することを一般にいやがっていない。それと同時に、一部の政治家は、特権のない人による不注意な又は率直な発言の結果生じるたなばた式損害賠償を求めることには敏感である。

## (2) 検 閲

### ① 文学

用語上の純粹主義者は、厳密に言えば、検閲とは、たとえば認可制度などにより、出版前に課せられる制限のことであると主張するかもしれない。この意味では、オーストラリア各州による書籍又は新聞の正式の検閲は比較的少ない。州法は、新聞又は印刷機械を登録することを義務づけているが、これは統制の一形態としてではなく、資料の発表に対する責任の所在をはっきりさせる手段とみなされている。しかし、ある特定の法律を犯したとして出版者を起訴することは、出版前に本を禁制にするのと同じ位効果的な検閲の一形態となりうる。出版者は刑罰（禁固刑を含む）を受けるかも

しれないことを知っているので、その特定の作品を出版しないことに決めるかもしれない。そしてもしこのような態度が出版者の間で一般的なものとなれば、その作品は活字となって現われないことになる。

オーストラリアにおける検閲は主として性に関するものに向けられており、その禁制は性に関する根強い恐れと無知を反映している。この点は、税関が「ベッドの中の楽しみ」(Fun in Bed) という題名の本を差し押えた事件によって例証されている。実際には、その本は肢体不自由児または精薄児を楽しませるためのゲームや体操の考案に関するものであったのだが、「ベッド」という言葉、特に誰でもベッドの中では単に眠るだけではなく愉しみを持つものかもしれないという言外の含みが、検閲官による条件反射的の反応を引き出すのに充分であった。

この反応はつかの間のものであったが、他の多くの出版物は長い間差し止められてきた。古典文学もくだらない物もひとまとめにしてこのように扱われてきたのである。

検閲は連邦レベルと州レベルの二つのレベルで行われている。オーストラリア税関局長は物品の輸入を禁止する権限があり、その権限は冒瀆的、みだら又はわいせつと思われるもの、あるいはセックス、恐怖、暴力又は犯罪を不当に強調したもの、又は邪悪な行為をそそのかすおそれのあるものに対して行使される。このような輸入本又は記事は差し押え廃棄することができる。ある本が輸入禁制品の部類に入るかどうかについての最初の判断は税関局の匿名の職員によって行われる。もっとも税関局長は検討のため国立文学論評委員会(National Literature Board of Review)に本を照会する。一般にこれらの照会は文学的価値があると考えられる本に関するものであり、同委員会はそれらに対する禁令を解くよう局長に助言する場合もある。しかし局長は委員会の助言を受け入れる義務はない。

1964年、シドニーで「チャタレー夫人の裁判」が出版された時、税関局が行使した独断的権限は、激しい衝撃を受けた。この本の輸入は同局によって禁示されていたが、オーストラリア国内での印刷出版を止める権限はなかったのである。この事件は、州法の下では出版社は起訴されないという事実と相まって、検閲反対闘争の分岐点となった。税関局の抑圧的性格が強調され、同局をだしめく手段が実行可能であること

が証明されたのである。その後は、出版物に対する連邦政府の規制は前ほどやかましくなくなり、1970年代にはこの傾向が大巾に加速され、多くの出版物が輸入禁止リストからはずされた。

題名からは本の内容を判断するのは危険であるが、これらの題名の多くは、検閲場に精通している者であれば誰でもそれらの本が1973年以前には一般に公開されなかっただろうと確信できるほど十分思わせぶりである。ヘンリー・ミラーのQuiet Days in Clichy などの作品の他にそれらの題名はStud for Hire, All the Broads I Want, The Cunning Linguist Hot Pants, Up the Mini (A Worm's Eye View), The Big Snatch (The Lady from L. U. S. T. と題する全集からのもの)のような楽しい約束を申し出ている。税関局はすべてのものを通過させているわけではない。1973年は、High Thrust, Hot Licks, Inside Linda Lovelace などを含む多くの作品の輸入を禁止している。それでも、世論の変化を反映して、当局の態度には明らかに非常に著しい変化が現われている。これは、連邦政府による検閲が永久に骨抜きにされたことを示唆しているととられるべきではない。税関局は輸入品に対する正式の権限を保持しており、この権限は、政変によって復活するものである。さらに連邦郵便法は、わいせつ出版物又は記事を送るために郵便を利用することを禁止している。

州レベルでは、法律及び検閲管理を寛大にしようという動きは全く見られなかった。各州はわいせつまたはみだらな出版物を禁止する独自の法律を備えている。単にこのようなものを所持しているだけでは罪にならない(もっともそれがオーストラリアで出版されておらず、その輸入が禁止されているとすれば、どうして個人がそれを入手したのかという疑問が出てくるかもしれない)。しかしわいせつ又はみだらな文学、写真又は絵画を出版(又は展示)することは罪となり、出版者、著者及び印刷物は平等に責任を問われる。さらに、法律違反の作品は差し押えられ廃棄される。

州法では、わいせつ物とは、墮落させ又は腐敗させる傾向のあるもの、あるいはセックス、暴力又は残忍さを不当に強調したものといったように定義がはっきりしていない。事実わいせつを客観的に定義づけることは不可能であり、それは美と同じよう

に、見る人の目によって異なる。客観的テストとは、問題となっている作品によって腐敗又は墮落した証人を法廷に出すことであると仮定できるかもしれないが、今のところまだどの検察官もそうしたことがない。実際のところ、ポルノ作品それ自体が墮落させたり反社会的態度を生じさせるという動かぬ証拠にはどこにもない。論理的には、ある人がすでに腐敗又は墮落していると認められる人物にポルノ作品を売った場合、その売手はその買手を墮落させる「手助け」をしたかどで有罪の判決を受けることはない。しかしこのような弁護は法廷では何の役にも立たない。いずれにせよ、大部分の州の検察官は、その出版物が「不当に」セックスを強調していると主張することができる。基本的には、その出版物が地域社会で一般に受け入れられている「穏当な」基準の範囲外にあるかどうかは裁判所が判断するが、これは主観的な判断である。地域社会の基準自体が変化しており、ほとんどの治安判事や裁判官は、地域社会全体との接触からかなり孤立しているからである。一部の裁判官にとって、地域社会の基準とは、子供との関係において定められているものである場合が多い。

ニューサウスウェールズ州以外では、わいせつと見なされる文学的又は芸術的に価値のある作品のための合法的な抜け道がある。一部の州では、被告側が問題の作品にはそのような価値があるということを立証するだけで十分であるが、ビクトリア州では、文学的又は芸術的な価値があっても、その出版物が正当と認められないということを経験すれば、被告人に有罪の判決を下すことができる。このような相違や不確実性は、オーストラリアで出版された時のフィリップ・ロスの *Portnoy's Complaint* の運命によって例証されている。1971年に西オーストラリア州でその本の販売について行われた書店経営者に対する起訴は不成功であった。同州では、文学的価値という弁護が無条件に受け入れられたのである。ところがビクトリア州では、その同じ本の出版社が有罪判決を受けた。ニューサウスウェールズ州における同じような起訴の結果は一この場合は陪審員であったが二人の陪審員が合意せず、起訴は取り下げられた。

この最後の例が示唆しているように、州レベルの政府省庁以外の場では、より寛大な雰囲気は検閲場面に行き渡っている。1967年にニューサウスウェールズ州議会在、

わいせつ出版物の発行者に対し陪審員による裁判（及び一層重い刑罰）を行うよう関連法を修正したのは皮肉であった。政府は陪審員による有罪判決の方がより確実であろうと期待したのであるが、のちに陪審員は違反者に有罪判決を下したことが明らかとなり1973年に、同政府は治安判事による裁判に戻そうと試みたが成功しなかった。これは無差別にわいせつと名づけられたものの流れをせき止めるために、Festival of Light のような清教徒組織によって要求された当局による退却部遂援護戦の一面である。明らかにこの数年間に、多少ともあからさまなセックスに関する内容の出版物でオーストラリア国民が購入できるものの数が大巾に増えている。作品の質にいかなる批判が向けられようとも明らかに大きな需要があるようである。

検閲のやかましさは、州政府及びその機関によって異なる。ビクトリア州の当局はその態度に抑圧的であることで悪名高く、クイーンズランド州には「プレイボーイ」誌全巻に対する永久禁令を維持するというばかげた決定やもう少し真面目な The Little Red School Book の禁制を主張している「文学論評委員会」（Literature Board of Review）がある。実際クイーンズランド州は、未だに陰毛や性器の絵による表現でさえ即座に年輩の検閲官の注意を引くような古風な時代に生きている。

最近の傾向は、疑わしい出版物を全面的に禁制にするのではなく、その入手を制限する方向に向っている。西オーストラリア州及びビクトリア州は、若者にふさわしくないとされる出版物について責任ある大臣に助言を与える委員会を設立した。このように1974年には、ビクトリア州の「出版物に関する諮問委員会」が、大臣に問い合わせた後、公けに展示してはならない出版物又は18歳未満の者に販売してはならない「R」（限定）出版物のリストを発表しはじめた。タスマニア州には「限定出版物委員会」が存在し、南オーストラリア州には「出版物分類委員会」があり、出版物を限定的なものに指定する権限をもっている。ということは、その販売又は展示がある一定の条件に従うことを意味する。これまでに連邦及び州の分類法の統一を促進する試みがなされたが、特にクイーンズランド州政府は、同州の素朴な純粋さは、寛大すぎるとされる全国基準ではなく独自の「文学論評委員会」によって保護されなければ

ならないと主張している。

何人も自分で読みたいと思う出版物の購入を妨げられなければ、出版物の分類及び限定制度も容易できるだろう。人々は不快なものと思われる作品を押しつけられない権利がある。一方、ショーウィンドーの展示をこのカコデリーに含めるべきかどうかは疑問である。検閲においてはセックスがあまりにも強調されすぎているため、一部の人々にとって不快な宣伝はその他にも数多くあるということが忘れられている。性を抑圧している人だけがなぜ特別な保護を受けなければならないのだろうか。

確かに、入手方法を制限する制度は広まっている。これは一部には、「検閲」という言葉が Festival of Light でさえ拒否するきたない言葉になってきた当節、それがそれほど目立たない検閲形態であるためである。最も新しい例は、1975年のニューサウスウェールズ州のわいせつ記事及び分類出版物に関する法令である。これは出版物を「無制限」「制限付き」及び「直接販売」に分類する方法を導入している。

「制限付き」出版物を18歳未満の者に販売したり提供することは法律違反であり、書店経営者はこのような本を若者が立ち入ったりのぞいたりすることの許されないコーナーに置いておかなければならない。「直接販売」と分類された出版物は、18歳以上の者に販売されるが、人からすすめられずにそれを求め、見せられる前にそれを買うことに同意した場合に限られる。「直接販売」の出版物は、たとえ書店の一番奥のひっ込んだ場所においてさえ、展示することは許されず「直接販売」出版物も「制限付き」出版物もそのようなものとして宣伝することは許されない。さらにこっけいなことには、同法は企業が本来性的行為に関する又は性的行為に関連して使われる物品を販売していることを一般に宣伝することを禁じている。このような物品を公けに展示することは禁じられている。明らかに、同法のこの項は性交補助器具 (Sexual aids) や避妊用具を対象とする意図であったが、ベッド、香水、鏡、及びその他多くの品物にも適用しようと思えばできる。

この法律の一つの利点は、問題となっている出版物が分類されており、このような分類に関する規定を固守している限り、わいせつで起訴されることはありえないということである。しかし限度出版物を仕入れたいと思う書店経営者は、店内に仕切りを

設け、仕切られた区域には18歳以上の店員を別途配置しなければならないため、かなりの出費を強いられる。結局、多くの販売業者はそこまで骨を折る価値はないと判断するものと思われ、セックス専門店だけが限定出版物を販売することになるだろう。このように、政府は裏口形式の検閲を行うことによって、地域社会の全ての人に独自の狭い道徳観を押しつけることを目的とする組織を設けることから出来る困惑を免れることができるだろう。検閲反対闘争はまだ終わっていない。振り子は再び揺れるかもしれないが、法令図書に対する抑圧的措置という兵器類はまだ手つかずのまま残っている。

## ② 映画・演劇

これまで文学の検閲について述べてきたことの大半は映画にもあてはまるが、一つの重要な違いは、映画の場合は連邦政府の規制がより大きいということである。ほとんどの映画は輸入されており、出版物とちがって、それらは輸入に対する禁制の裏をかくためにオーストラリア国内で複製することがほとんど不可能である。しかも禁制又は削除に対して訴えを起すことができるのは映画の輸入者だけであり、輸入者は一般に道義上検閲を問題にすることよりももうけることに関心のある営利配給業者であるため、これまでばかばかしいほど制限的で官僚主義的決定についての争いは比較的少なかった。社会全体に見られるより許容的な雰囲気に応じて急激な変化が現われてきたのはごく最近のことである。

検閲は連邦検閲局によって行われている。同局は映画評論委員会（Cine matograph Film Board of Rview）に上告する権利を条件に、全輸入映画を許可し又は禁止している。検閲局の判断基準は、輸入文学作品に適用されるものとはほぼ同じで、これにさらに二つの基準が加わっている。一つは、映画は「友好国の国民にとって不快なものとなりそうなもの」であってはならないというものであり、もう一つは「国民のために望ましくない」事柄を描写してはならないというものである。明らかに政治的検閲のために規制を利用しようと思えば可能であり、時には主として輸入テレビ映画に関連してこのようなことが行われたことがあるが、検閲局の主な関心はセックスとそれより度合は低い暴力についてである。

1971年には、一部の映画のための「R」（限定）分類制度が導入された。これら

の映画は6歳から18歳（タスマニア州では2歳から18歳）までの子供を入場させない場合に限り、劇場で上映することが許される。この新しい分類制度は、映画検閲のかなりの自由化を表わしているが、その終りを告げるものではない検閲局は依然として機能し続けており、「ディープ・スロート」などの一部の映画には「R」の認可さえ与えることを拒否している。また、検閲局はテレビ放映用に輸入される映画に関してはオーストラリア放送規制委員会の代行者の役割をつとめ、子供達がそのような作品に接することがあるかもしれないという理由から、この分野では強硬に温情的干渉主義の態度を貫き通していることを指摘しておいた方がよいだろう。放送規制委員会自身も、きわめて制限的な番組基準を強調することにより、テレビ・ラジオに対して厳しい検閲を行っている。

文学の場合と同様映画にもオーストラリア社会で受け入れられる社会基準というあいまいな基準が適用されており、商業ラジオ・テレビ局の場合は検閲局がそれらの基準でどのようなものであるか又はあるべきかを決定している。オーストラリア放送委員会も独自の基準を定めているが政治的圧力や内部の自己検閲を受けている。

一般に州政府は、オーストラリア国内で制作されるものも含め、映画の検閲を連邦政府に任せることに同意してきた。もっとも、「R」認定規則に違反したかどで起訴するための機構は州法によって定められている。しかしクイーンズランド州は1974年に同州において好ましくない映画を上映することを禁止する権限をもつ独自の映画論評委員会を設立した。クイーンズランド州の住民は、その州政府の目から見て、明らかに他のオーストラリア人よりも一層の保護を必要としているという。その保護は性の問題に関する無知をも包含しているようである。クイーンズランド州はオーストラリアの中でも私生児の出生率が最も高い。

演劇一生の舞台一の検閲は全面的に州当局の特徴である。警察は不快な態度やわいせつな言葉を使ったかどで俳優を起訴することができる。そうでなければ、劇場やその他の娯楽施設や管理する法律を利用してよい。この法律は本来非常口などの適切な設備を義務づけることによって公衆を身体的に保護することを目的としている。しかるに西オーストラリア州及びクイーンズランド州を除くすべての州において、これ



らの法律は許可を受けている劇場で演劇又はその他の演芸（映画を含む）を上演することを禁止する権限をも政府に与えている。このように、ニューサウスウェールズ州の劇場及び公会堂に関する法令は、「そうすることが良いマナーや礼儀正しさの維持のために適切であるという意見である場合はいつでも」上演を禁止する権限を大臣に与えている。

実際には、演劇の機関は、映画や出版物に対する措置ほど広く行われていない。にもかかわらず、これまでにいくつかの顕著な例がみられた。1971年に南オーストラリア州の裁判所が、上演されればわいせつ行為などさまざまな法律違反が犯されるだろうという理由で「オー・カルカット」の上演を阻止するための命令を出した時、その状況に新しい要素が導入された。命令に対する上告は最高裁によって却下された。こうして危険な先例が創り出された。すなわち、裁判官が台本を読んだだけで上演させずに、演劇（又は映画）を効果的に禁止することである。このようにして、最も望ましくない形の検閲、すなわちコミュニケーション又は発表を行う前の抑圧への道が開かれたのである。



## 第5章 集会及び交際自由



## 第5章 集会及び交際の自由

合法的な手段で共通の目的を追求するために集まる自由は、民主主義社会では完全なもののように思われるだろう。また共同団体が公けの集会やデモによってその考えに対するより多くの支持を得ようと試みることは合法的であるという点で一般に意見が一致している。しかしオーストラリアでは、公けの集会を開く絶対的権利などというものは全くない。我国の法の下では明らかに禁止されているものでなければ何事も許されているので、このような絶対的権利は必要ないと論じることができるかもしれない。しかしこの議論はこの市民の自由の分野には多くの禁止事項があるという事実を見逃している。まず第一にデモを挙げる又は続行するための許可は、拒否されたり不当な制限づくめで妨げられるかもしれない。第二に、平穏なデモによって抗議する市民の権利を制限するために警察又は他の当局が介入する場合、それは一般に集会又は行進そのものが違法であるという理由からではなく、通行妨害などの違法行為が行われているという表向きの理由のためである。このような状況における警察の措置は、しばしば集会を解散させたり終了させる結果となっている。

### (1) 街頭集会及び行進

オーストラリアの全ての州では、警察は、不法集会又は暴動一すなわち治安妨害が生じたりその恐れがある機会を取締る包括的権限を持っている。警察にこのような権限があることはもっともであるように思われるが、それは集会や言論の自由を侵害するような方法で行使されることもありうるのである。たとえば、警察はグループの極端主義者の考えがコミュニティーの他の階層との激しい衝突を引き起こすことを恐れるに足りる相当な理由があるとして、政治団体又は宗教団体によって組織された集会を阻止しようと決定するかもしれない。広範な警察の権限の典型的な例は、西オーストラリア州の警察法の中的一条項である。同条項は治安を妨害する集会とは集まった

人々が治安を乱し又は不必要に他の人々に治安を乱すようそそのかすのではないかと近隣の人々が心配するに足りる相当な理由を与えるような態度でふるまう3人以上の人々の集まりであると定義している。直ちに解放せよという警察官の警告に従わない公安を乱す集会のメンバーは法律にそむいたことになる。

いずれにせよ、公道、公園又は空き地の管理権はいずれかの当局に与えられており集会又は行進を行うためには一般にその当局の同意を得る必要がある。地方評議会は通常このような事項を規定する条例を用意しており時には特定のグループを差別するために、これらの権限が利用される場合もある。1974年にシドニー市議会は、同議会の条例に違反していると思われたハーレー・クリシュナ宗派の街頭での読経及びその他の活動についてそのメンバーに対する裁判所命令を求めた。命令は付与されなかったが、それは主としてその前年あたりに彼らによる違法な行為がなかったためと、被告がその州にいないといううわさがあったためである。もっとも裁判官のコメントは、奇行やけばけばしさも、それが不法な妨害や騒音公害にならなければ、大目に見るべきであろうという彼の見解を明らかにしていた。

一般に、街頭又はその他の公共の場所で集会を開く計画を立てる場合、法にふれないためには、その管轄当局の同意を得る必要がある。もっともシドニー特別区域(Sydney Domain)のように伝統的に許可がなくても公けの集会が黙認されている場所もいくつかある。また警察が交通について必要な手配をすることができるように、行進の計画を地元の警察に通告することが望ましい。首都圏では通常行進を行うためには警察の許可を得ることが法律によって義務づけられている。たとえば、シドニーでは許可を得ていない行進に参加することは違法行為であり、許可を得ていない行進とは、葬儀又は軍事的目的のもの以外で、事前に警察庁長官からの書面による許可が与えられていないものと定義されている。管轄大臣の同意を得れば警察庁長官は許可を与えることを拒否することができ、また自分の裁量で、許可された行進のルート又は時間について条件を課すことができる。実際には、これらの条件は行進を行うことを無意味にするほど不当なものではないかもしれないが、警察庁長官の決定に対して上訴する方法は何も用意されていない。ニューサウスウェールズ州議会のある議員が

1970年にこの法律に関する討議において発言したように「明らかに、戦争以外に自由に行ける唯一の場所は葬式だけである。」

行進のための許可を拒否するという警察の決定に対して治安判事に上告する手段を設けているのはクイーンズランド州だけである。しかしこのような用意も、ブリスベーンがデモ隊と警察との激しい衝突の場となることを防ぐことはできなかった。

1967年に同市では、交通規則の偏狭な条項に対する意図的な抗議として組織されたいくつかのデモが行われた。これらの規則は、行進のための警察の許可だけでなく、公道で掲げられるプラカードや旗の一つ一つに別の許可（これに対しては1ドルの手数料を請求できる）を得ることを義務づけていた。これらの規則は選択的に施行されていた。すなわち政治的デモ隊には施行されたが、商業宣伝業者には施行されなかったのである。

## (2) 屋内集会

ホールや地所を集会に貸すことは、その不動産を所有している公共又は民間団体によって管理されており、所有者はそのホールをいかなる組織に貸すことも拒否することができる。彼はそのホールに損害が与えられることを恐れる場合もあればただ単にそれを借りたいと思っている組織が嫌いな場合もあろう。

集会のためにホールを借りる場合、たとえその集会が一般に公開されているという趣旨の宣伝をしても、特定のメンバーが入場することを阻止することはできる。警察は主催者に招待されない限り、屋内集会に出席する権利はない。しかし警察は、治安妨害のおそれがあると考えに足る相当の理由がある場合には、入場する権利がある。このような場合、たとえそれが個人の住居であっても、それを集会のために利用する場合には、逮捕するか又は演説者に止めるよう命令する形による警察の介入を受ける可能性がある。

建物の管理者の同意を得ずに建物の中で行われるデモの場合は、やや異なった問題が生じる。最近、抗議の一形態として大学生による「座り込み」の手段が復活してき

た。不法侵入に関する昔の民法では、このようなデモに対処する当局の手段としては扱いきく効果がないことが明らかとなったため、連邦政府とクイーンズランド州、ビクトリア州及びニューサウスウェールズ州の政府は、1970年から71年にかけてより厳しい法律を導入した。その典型的なものは、ニューサウスウェールズ州の即決犯罪法（Summary Offences Act）である。これは、正当な理由もなく建物又はそれに隣接する土地に侵入し又はそこに留まることを犯罪としている。実際には、許可を受けていない占領者がその建物の管理者による退去要求に従わなければ罪となる。また、このような「座り込み」に参加した者は、あたかも個人の建物が公共の場所であるかのように、不快な言動に対する罪に処せられる。このような法律改正は、学生はもとより労働争議に参加した座り込み者及び労働者に対しても利用されてきた。

### (3) 関連活動

デモの一般的な特徴は、旗やプラカードを掲げること、パンフレットの配布、スピーカーの使用などである。これらの活動も何らかの制限、特に地方議会の条例による制限を受けるかもしれない。たとえば、政治的なものを含むビラを街頭で配ることを禁止しているシドニー市議会条例がある。もっともこの条例は概ね無視されているが旗やプラカードを持つ者は、それらが妨害物と見なされるほど大きくないように注意する必要がある。これは、プラカードが持ち手の身体以上に突き出たはならないという意味に解釈することができる。プラカードに書かれたスローガンは人の言動と同じように当局によって不快なものであると解釈され、刑罰が科せられることもありうる。もっとも警察が単に反則のプラカードを差し押え廃棄するだけの可能性も十分ある。

これは警察の権限の範囲に関する疑問を提起する。デモの経験からみて、警察はしばしばひどいことを行い、仲裁しようとする傍観者は、自分自身が逮捕されるという大きな危険をおかすことになる。あるベトナム反戦デモの場合、ある男性がデモの見物者の回りをまわって、すでに逮捕されていた人々を釈放するための保釈金を集めていたという理由だけで逮捕され、物ごいの罪に問われた。デモに参加するのであれば



必要な場合には証人となってくれるよう、少なくとも一人の友人と一緒にいることが望ましい。あなた自身がある事件の証人である場合には、証人となってくれそうな人々の住所氏名、逮捕した警察官のバッジナンバーなど、のちに法廷で役立つかもしれない細部事項を書き留めておくための紙とペンが必要になるだろう。時には警察官が簡単に身元を確認されないよう不法にそのバッジナンバープレートをはずすことによって、この方法を無効にしたこともあった。警察当局は一般にこのようなことが意図的に行われたことを否定するが、そのような行為は1974年の西オーストラリア州のデモの場合に証明された。

デモ又は集会でトラブルが予想される場合には、無所属のオブザーバーの存在がかなり役に立ちうる。オブザーバーはデモの主催団体とは無関係の人々であるべきであり、市民の自由を守る会はしばしば要請があればこれをアレンジしてくれる。このようなオブザーバーは議事には参加せず、混乱が生じた場合にも介入しないが、彼らの公平な報告は、両当事者からの証言が一致しない混乱した情況に光を投げかけてくれる。オブザーバーがいるといるということを知っているだけで何らかの効果があるかもしれない。

警察の行動とは全く別に、デモに加わっている個人は、裁判所による広範な制限を受けるということも指摘しておいた方が良くかも知れない。これは誓約 (binding over) 「すなわち治安を維持する又は正しくふるまうと書面で約束するよう命じる形」をとる。その約束が破られた場合、その人は一定額の罰金を取られる。その金額は治安判事の考えによって多くも少なくもなる。誓約は危険なほどあいまいな方法でありある人による治安妨害又はその他の不正行為を恐れるに足りる相当の理由があると治安判事が考えれば、いかなる有罪判決も受けていない人にさえ適用することができる。

もっと一般的には、誓約は有罪判決後裁判所によって科せられる刑の追加である。実際には、それは法の定めるその犯罪の最高刑よりも重い刑罰となることもありうる。ベトナム戦争反対のデモから生じたいくつかの訴訟では、治安判事は軽犯罪に罰金を科すほかにそのデモが平穏なものであるかどうかに関係なく、ある特定の人々に自分の見解をデモで示すことを思い止まらせるために圧力をかける手段として誓約を要求

しているように思われた。実際これらの人々は、将来デモに参加すれば、かなり危険な目にあうだろうと言われた。

#### (4) 通行妨害

デモや街頭集会に関連した逮捕の最もありふれた理由は通行妨害である。公道は本来人々の通行を可能にする役割をもっている。従って法的には、歩行者や車がう回せざるを得ないように意図的に歩道または車道に立っている者は障害物であり、妨害の罪に問われるかもしれない。検察陣は誰かの自由な通行が妨げられたことを証明する必要はないので、妨害罪は法廷に持ち込みやすく、くつがえすことがむずかしい。実際には、警察は一般に選択的に行動し、新聞の立ち売りなどの路上販売者には目をつむるが、デモ隊には立ち去らせたり逮捕したりしている。行進は移動している間は一般に合法的であるが、道路を不当に使用した場合—たとえば歩道巾いっばい占拠した場合は違法となる。同じことは労働争議の場合の組合のピケットにもあてはまる。

時には、全ての交通を止める効果をねらって路上で集会が開かれることもある。このような場合は明らかに妨害であり、特に運転者は車を止められ移動の自由が侵されたことについて苦情を言う。このように権利の衝突がある。特定の道路の重要性に関する疑問とそのデモの重大性に関する疑問とは関連性があるが、集会やデモの自由を守るという国民の大きな利益の方が、う回を余儀なくされた運転者のわずかな不便よりも重要視されるべきである。もちろん一般に苦情を言う運転者は、デモ隊の目的を好まない人々である。

#### 5) 不快な言動

デモ隊は通行妨害のほかにさまざまな罪—公務執行妨害、逮捕に抵抗することなどに問われるかもしれない—警察官の間でもホヒュラーな罪名は言動に関するものである。というのも、治安判事は一般に警察官による事件の説明やそれが不快なものであ

ったという主張を認めるからである。この種の罪名はけっしてデモ隊だけに限定されているわけではないこともつけ加えておかねばならない。それは言動が警察官に向けられ彼を怒らせたと申し立てられた種々の路上事件にまで及んでいる。

どの州も、放埒、わいせつ、無礼、脅迫的、侮辱的など様々に定義されている言動の公共の場での使用を禁止している。公共の場所で行われること、あるいは公共の場所から見える範囲内で行われることが、不快な言動の不可欠な要素である。しかしその範囲は妥当と思われる範囲よりも広い。1967年のシドニーにおけるある事件では、ある男が午前4時に自宅でわいせつな言葉を使っていたかどて逮捕された。彼はその家に隣接した公共用地に気づかれずに立っていた二人の警察官に聞かれたのである。1970年のニューサウスウェールズ即決犯罪法はさらに一步進んで、検察側は申し立てられた言動が実際に公共の場所にいた人に見られたり聞かれたことを証明する必要はないと明白に定めている。

不快な態度という罪は、一見して不快な言動から、ある婦人の調書に記されているような「フロックの上着の中にとかげを入れて持ち歩いていた」という事実まで驚くほどさまざまな事件を網羅するために適用されてきた。警察の目から見れば、この罪名は意味や解釈があいまいであるという点がある。このように、それは生意気な者や警察官の権限を問題にするような傾向のある人なら誰でも罰する機会を警察官に与える大きならくた入れてある。南オーストリア州警官侮辱罪法は、無礼な言葉に対しては100ドルの罰金又は3ヶ月の禁固刑を定め、公務執行中の警察官に対して又は彼に関して用いられた同様の言葉については100ドルの罰金及び1又は6ヶ月の禁固刑を定めることによって、権限の問題を詳細に説明している。

被告が有罪であるかどうかを考慮する場合、治安判事はその行為又は言葉が、その罪を着せた警察官だけでなく、分別のある人によって不快又はみだらとみなされるかどうかを判断することが求められている。また1966年の首都特別地域の最高裁における判断は、この分野における警察の職権濫用を減らす方向に、やや近づいている。その事件は、政治デモの際に影像に登ってそれにプラカードを掲げたキャンベラの学生に関するものであった。彼はそのため不快な行為で有罪判決を受けた。カー裁判官

は「行為が不快な行為となるためには、分別のある人がそれが自分の見解又は価値とは異なること又はそれらを受けつけないことを示す際に伴う感情的反応よりも一層強い感情的反応を分別のある人に生じさせるよう計算されていなければならない。その行為が不快であるためには、通常分別のある人の感情を傷つけ、怒り、恨み、不快感又は憤慨をかきたてるよう計算されているものである」として有罪判決に対する上告を支持した。

残念ながら、このような論証を無視するつもりでいる治安判事が多い。実際に価値判断を求められるような場合には、彼らはたとえば警察官に向かって発せられた「ブーブー」という言葉は無礼であると主張することによって、その罪を着せた警察官の側に立つ傾向がある。ある特定の言葉が侮辱的であるかどうかよりもむしろ被告がその言葉を実際に口にしたかどうかが本質的な問題であるという事件の場合にも、ほとんど同じことが言える。

これは、治安判事は有罪判決に進む前に被告がその言葉を口にしたことを疑う余地なく納得する必要があるという事実があるにもかかわらずである。あまり良心的でない警察官にとって、有罪判決を確実にするつもりで罪をでっちあげることはたやすいことである。起訴が以外な結果になったある有名な事件は、数年前にシドニーで起きた。それは、ある日の午後、射殺されたと新聞で報道された別のアボリジニーについて間に合せるためニュータウン警察署に出向いたケンブリンドルというアボリジニーに関するものであった。ブリンドルが警察署で会った刑事は、もう一人のアボリジニーはたしかに逃走中に後頭部を射られたと確認した。ブリンドルは「それはかなり思い切った措置ですね」とコメントした。刑事は「いいかね、ここへやってきてこれらの原生ゆりを白く塗ることができるなどと考えるな。私はこの辺の原住民は皆知っているのだ。彼らはどうしようもない連中だ」と答えた。ブリンドルは「私はあなたのアボリジニーについての明らかに偏見のある意見を聞くためにここへ来たのではありません。情報を得ようと思って来たのです」と言い返した。

その刑事は「なまいきな黒ん坊め！」とわめき、ブリンドルのあごにパンチをくらわせた侮辱的な言葉を使ったかどで彼を逮捕した。そのあと法廷で二人の警察官は、

ブリンドルはなぐられておらず、彼は刑事に「この野郎おまえは他の奴らと同じように悪党だ」と言ったと証言した。分別のあるまじめな男が自分の意志で警察署に向向き、警察官にそのような発言をしたことは信じ難いが、その事件についての検察側の説明は、警察の6人の証人がブリンドルは当時酒に酔っていたと証言した事実によって、ある程度もってもらしく聞こえた。

普通は、これで事件は終りとなるところである。ブリンドルは特に警察署で起ったことについて証言してくれるよう連絡できる独立した証人がいないというよくある立場にいたため、有罪判決を受けただろう。しかし、この場合は検察陣の不意をつくめずらしい事情があったのである。市民の自由を守る会がこの事件をとりあげ、ブリンドルが保釈されてすぐ訪ねた牧師と医師からの証拠と、彼が酒を飲んでいなかったことを示す他の証拠を提出した。その結果、ブリンドルは侮辱的な言葉を使った罪による起訴をとり下げられ、治安判事は「いずれかの側による意図的な偽証があった」と論評した。そのあとブリンドルは別の裁判所でその刑事を告訴し、損害賠償を請求した。その結果陪審員はブリンドルに悪意による起訴に対する損害賠償としてある金額を裁定した。しかしこの事件に係わった警察官について警察庁は何の懲戒処分もとらなかった。

#### (6) 交わり：交際による罪

犯罪者という評判の者、売春婦として知られている者及び浮浪者と常習的に交わる一すなわちつき合うことは罪であり、一般に罰金又は6ヶ月の禁固刑によって罰せられる。どの州も多少の相違はあるが、このような法律を定めている。ニューサウスウェールズ州は、1970年に有罪の証明を容易にするために、「売春婦として知られている者」という表現を「売春婦という評判の者」という言葉に置き替えることによってその独自の法律を改正した。人の評判、特に警察の目から見たそれは、過去の有罪判決に基づいている必要はないからである。それと同時にニューサウスウェールズ即決犯罪法は、常習的に変わることが罪となる人物のカテゴリーに「麻薬犯罪者とい

う評判の者」をつけ加えた。「常習的に」という言葉の意味について言えば、6ヶ月間に7回犯罪者という評判の者につき合っているところを見られた者に対しては、罪が立証されたことになる。

このような集まりの時の話題は、けん疑とは無関係である。ただしビクトリア州及びタスマニア州は例外で、被告に十分かつ合法的な自活力があり、たとえば泥棒という評判の者と交わる十分正当な理由があることを法廷に納得させれば、無罪放免となる。その他のすべての州では、たとえスポーツについて論じるだけでも、常習的な交わりという事実だけで罪となる。

交際法の目的は、犯罪者集団を解放させることであると言われている。しかるに、この法律は、規定されたカテゴリーの人々（裁判所によって科せられた刑期を勤め上げることによってすでに罰せられた者も含む）が友人を持つ権利が与えられないように仕組まれている。彼らは永久的に社会ののけ者にされているのである。彼らと常習的に交わる危険のある仲間には、仮釈放及び社会復帰担当係官、事実上の妻及びその他の家族と、ニューサウスウェールズ州では麻薬犯罪者という評判の者の両親が含まれる。またほとんどすべての州では、このような人々がしばしば訪れる家屋敷で、犯罪者という評判の者、浮浪者等と一緒にいるところを見つけることも罪となっている。これは常習的なものではなく単独の場合でもよい。

つまりこの交際に関する法律は、犯罪的な意図や陰謀がなくても、ただ単にある特定のカテゴリーの人々につき合うだけで、これを罪としているのである。これは交際に対する法外な制限である。実際には、警察は交際の罪で起訴すべきかどうかを決定する際に選択的に行動しているが、警察にこのような独断的権力を与えておくことはきわめて好ましくない。なぜならそれは彼らに威嚇のための不当な取締り権を与えることになるからである。前科者は、協力しなければ交際の罪で告発すると脅かされて、密告者になるようけしかけられる場合が多い。このようなやり方は、前科者の社会復帰を妨げている。そればかりでなく、多くの前科者にとって、刑務所内ではじめて結ばれた友情のきずなを維持することは社会的に望ましいことを示唆する証拠がある。

この点は、1974年にニューサウスウェールズ州犯罪統計調査局によって行われた調査によって明らかにされた。同局は州刑務所で12カ月以上の刑期を務めている1000人の男の囚人の社会的背景と態度を調査した。それによると、これらの男性の多くは崩壊家庭の出身者であり、約3分の1は、ほとんどの場合子供（現在の囚人）が12歳になる前に、両親が離婚又は永久的に別居していた。このため囚人の内、かなり多くの者は、孤児院や何らかの養護施設で育っていた。刑務所に入れられてからは、彼らの家族や友人との関係は、刑務所の面会や文通の回数が少ないために縮小され又は裂かれてしまった。囚人の5人に1人は、服役中に真剣に自殺を考えたことがあると述べている。多くの囚人の個人的関係をもつ可能性が狭められ、敵意に満ちた、あるいは無関心な社会に釈放された時に彼らが直面する困難を考えると、釈放後は、囚人間の友情のきずなを維持することが社会復帰を助けるのではないかと同局は示唆している。

しかし、交際に関する法律が施行されている限り、このような開けた考えがそれほど進歩するとは思われない。実際「ニューサウスウェールズ保護観察仮釈放部」( Probation and Parole Service )によれば、これまで有罪判決を受けたホモ愛好者のために釈放後行なわれてきたグループ治療は、交際法から生じる困難のために中止されたという。

## (7) 労働組合

歴史的に言えば、労働組合は労働条件の維持又は改善のために結束した賃金生活者の団体として出現したものであり、一般に労働問題ばかりではなく政治的にも何らかの法律を要求する活動を行ってきた。純粋に自発的な組織として、労働組合は独自の加入規則を定める権利を持っていた。何人も加入を強制されず、組合自身もそうすることが適切であると考えられる場合には自由に加入申込み者を拒否することができた。また長い闘争の過程で組合は、雇用者側の解雇又は条件つき雇用の権利に対する主要対抗勢力として、ストライキすなわち組合員が特定の雇用者からその労働力を引き上

げること — という基本的権利を確保した。

現実にはこれらの説明が暗示するほど理想的なものではなかった。一方、一部の労働組合は、その交渉力を拡大するために、商工業又は作業所における全従業員が適当な組合に加入することを主張してきた。このような圧力は「クローズドショップ」を出現させ、非組合員である労働者は雇用から締め出されてしまった。他方、法律は労働組合に対する政府の統制力を拡大してきた。オーストラリアでは、連邦政府の領域とビクトリア州及びタスマニア州を除く全ての州で機能している仲裁裁判所制度によって、労働組合の法的立場は奇妙にゆがめられてきた。これらの制度の下では、労働組合はストライキの実施に対して罰金又はその他の方法で罰せられる。組合員に対しては時間外労働を強いることもできる。

実際には、ストライキやロックアウトは、登録されている組合の場合にのみ禁止されている。労働組合はその自由意志で登録するのであるから、仲裁裁判所制度から脱退し、雇用者と団体交渉することによって、刑罰を免れることができるように思われるかもしれない。しかし実際には、組合がひとたび脱退すれば異例の場合を除き、長く存続することはほとんど不可能である。脱退した組合は他の組合による組合員の横取りから身を守らなければならないだろう。またライバルの組合が設立されるかもしれない。これが仲裁裁判所に登録されれば、その組合員に有利な法的強制力のある裁定を得ることができ、従って脱退した組合から多くの人々を引きつけることになるだろう。このような理由から、仲裁制度は労働組合にとって事実上強制的なものである。個々の組合は加入しないことに決めるといふわけにはいかず、仲裁裁判所による登録解除の脅しは効力がある。組合は他のいかなる任意加入組織にもあてはまらない司法権の網の中にとらえられている。

これは社会的に望ましいことである — すなわち、ストライキによって直接争議に関係のない人々にかかりの苦難と不便を与える権力を持っている組合は、社会全体の利益のためにきびしい制限を受けるべきである — と論じることもできるかもしれない。このような議論の論法は、1974年に西オーストラリア州議会によって可決された「燃料エネルギー・電力資源法」(Fuel Energy and Power Resources Act)のよ



うな法律の制定につながる。この法律は、必要不可欠なサービスを維持するために非常事態を宣言する予備権力を政府に与えている。そうなれば政府は規則によって、「報酬を与えても与えなくても」労働力を徴用することができ、政令に従わない者は厳しい処罰を受けることになる。また同法は、他の方法、例えばその他の法律、裁判所の判決又は契約よりも同法を優先させることによって、市民の自由を大幅に縮小する権限を与えている。非常事態規則が導入される前にとられた措置は、たとえその時点では違法なものであっても、非常事態規則の下では、過去にさかのぼって合法的なものとなすことができる。

政府の主張にもかかわらず、このような性質の非常時権限法は、ストライキ解除よりも広範な目的のために発令されうる。事実これは1971年にクィーンズランド州政府が古い輸送法に基づいて非常事態を宣言し、南アフリカのラグビー遠征チームに対する人種差別反対デモを弾圧するための徹底的権力を握った時に立証された。独断的な権力を政府に与える法律は、当初想定されなかったような方法で利用される場合が多い。これとは全く別に、ストライキはそれが国民に与える、いら立ちよりも大切な基本的自由であるとして、労働組合の伝統的なストライキ権の維持を支持する強力な意見もある。ストライキのない国は概ね民主主義ではない。

ストライキは抑制されるべきだという非組合員の意見は、ストライキに参加すべきかどうかという問題について、当該組合員の間で強制的な秘密投票を行うべきだという要求の形で表明されることが多くなっている。このような要求の動機となっているのは、ストライキは少数の組合のリーダーや闘士によって操られているためであるという考えである。大部分の場合、このような考えの裏付けとなる信頼できる証拠はほとんどない。過去半世紀の間、連邦調停仲裁委員会は、ストライキに関する大多数の見解を確かめるために、労働争議の当事者である組合員に正式の秘密投票を行うことを命じる権限を有してきた。しかるに、1929年にこのような投票が命じられた折には、組合員の大多数は進行中のストライキの継続に賛成の投票をした。実際、その投票はストライキを長びかせる効果があったと言えるかもしれない。おそらくストライキに参加していた労働者の多くは、彼らの組合活動における外部の干渉に対する憤りによ

って左右されたのかもしれない。もしそうであれば、それは、任意加入組織はそのビジネスの処理方法を自分自身で自由に決めるべきだという見方を強めるのに役立つ。労働組合がストライキを決定するために組合員の秘密投票という方法を採用すれば、それはそれでよいが、総会での挙手による決定を選ぶ権利もある。後者の場合、少数の組合員しか参加しないことになるかもしれないが、同じことはほとんどすべての任意加入組織について言える。

オーストラリアの労働組合は、仲裁法や裁定からある種の利益を得ている。組合員は、組合に加入したり組合活動に参加した結果雇用において苛酷な扱いを受けることからある程度保護されている。さらに、雇用に際しては特定の組合のメンバーを優遇するように雇用者に正式の指示が出される場合もある。これはニューサウスウェールズ州及びクィーンズランド州の法律と連邦及び西オーストラリア州の多くの仲裁裁定によって規定されている。このような指示は非組合員に対する差別の問題を提起する。労働組合主義者は、労働条件の改善は主として組合の圧力とある程度の犠牲を払って達成されるものであるため、その恩恵を受ける全労働者は少なくとも組合員になることによって財政的に貢献すべきであると主張している。この議論にはある程度の正当性がある。もっとも組合自身のためには、無関心又は気の進まない組合員などいない方がよいとも言える。いずれにせよ、この議論は、信仰からであろうと政治的信念からであろうと、労働組合への加入に良心から反対している人々を考慮に入れていない。これらの人々がいくつかの職種において就職を妨げられたケースがあった。このような問題は、良心に基づく反対という理由で組合加入を免除する権限を与える仲裁法の一般規定によってある程度克服されている。

労働組合が仲裁制度から得ている利益の必然的結果として、その規則はかなり裁判所の支配を受けている。連邦法の下では、登録組合の規則は圧制的、不当又は不正なものであってはならず、組合員 — または加入を拒否されたり除名された者 — は、たとえばある特定の規則を認めないことにするなどの方法による救済措置を労働裁判所に申請することができる。多くの場合、このような措置は、組合内部の専制的又は非民主的な行いをチェックする効果があった。それでもなお、その他の任意加入組織

でこのように外部の権威筋によって支配されているものはきわめて少ないという事実  
は残る。

オーストラリアでは、労働組合における集会の自由に対する制限は、長年にわたり  
徐々に拡大してきた。英国からオーストラリアを訪れた労働組合主義者が、裁判所に  
よる支配やストライキに対する刑罰を定めた関連法や仲裁裁定を調べたならば、おそ  
らく彼はオーストラリアの組合は自由な共同団体ではないと結論を下すだろう。しか  
しこのような印象は、実際には組合はそのいくつかの活動の違法な性質によって不当  
に妨害されてはいないという認識によって直ちに修正されるだろう。



## 第6章 非協調の権利



## 第 6 章 非協調の自由

非協調は、宗教的、政治的、社会的なものなど様々な形をとる。社会全体にとって風変わりに見える行動でも、個人が出入りするより小さな社会グループにとっては標準的なもの「はやっていること」として受入れられるかもしれない。いずれにせよ、個人はそれが他の人々を傷つけない限り、自由に自分の生き方や個人的な行動を選べるべきである。ジョン・スチュアート・ミルが「自由について」(On Liberty)というエッセイの中で書いているように、

文明社会の一員に対して権力を行使することが正当とされるのは、それが他の人々への危害を予防するために行われる場合だけである。身体的にせよ道徳的にせよそれが彼自身のためであるというのは十分正当な理由とはいえない。彼にとってそうした方がよいから、彼を一層幸せにするから、他人の意見ではそうすることが賢明であり、あるいは正しくさえあるからという理由で、彼にそうさせたり我慢させることは正当ではない。

この断言を人間活動のいくつかの分野にあてはめようとする問題がある。たとえば、飲酒運転者は他の道路利用者に危害を与えるかもしれないので、彼らに対する刑罰を正当化することは簡単である。しかしシートベルト着用の目的は運転者自身にとっての傷害を最小限にすることであるにもかかわらず、シートベルト着用を義務づけることはどうなのであろう。もし運転者が愚かにも自分は決して事故には遭わないだろうと考えたらどうなのだろう。シートベルト着用をドライバーに強いることに関連した個人的自由の侵害は、気にするほどの価値がない位小さなものであると論じることはできるが、それでも明らかにミルが述べた原則との妥協が見られる。しかし一般的に言ってその原則は立派なものであり、それがひどく侵害された場合には、それを主張すべきである。思想や行動の多様性は抑圧されるのではなく奨励されるべきである。単調な画一性は、通常自由のない社会の証明である。

残念ながら、多くの人々は、考え方や生き方が従来の標準に一致しない人々の前て

は、不安を感じたり恐れを抱いたりする。保守的な偏見は強力であり、しばしば法律の中に大切にしまわれている、ある行動が犯罪となるのは、単にそれか法律によって、そのように定められているからであり、法令全書には個人の自由を不当に制限している法律が数多くある。法律そのものは別にしても、その施行に関する問題がある。社会で最も保守的な組織の中には警察と司法組織がある。警察官は規律に慣れており、正統的でない考え方に対しては受容的でない。一方多くの治安判事や裁判官も限定され保護された生活を送っており、これが彼らを社会の巾広い階層から孤立させている傾向がある。治安判事や警察官の任務は、しばしば潜在意識下にある偏見を働かせる余地かかなりあるといえる。

最もありふれた形態の社会的偏見の一つは保守主義者が自由放任社会と考えていることの外見的な現れ—だらしない又はぼろぼろの衣服、長髪、あごひげ、明らかに仕事をやる気がない様子などである。このような人々は警察の注意を引くばかりでなく、明らかに無防備であるため「最も重い罰を加えられやすい」標的となる。この場合の罰とは広範囲のカテゴリーの即決罰である。この点はシドニーのアダムという名の人物の経験によって例証できるかもしれない。アダムの職業は大工である。もっとも彼は気が向いた時にしか仕事を引き受けない傾向がある。彼は快活で陽気な人物である。彼は長髪であごひげをはやしており、シャツを着ず靴もはいていないことが多い。その外見がどうであれ、アダムは気立てがよく、決して無礼又は乱暴な態度をとることはない。にもかかわらず、彼は1967年以来5回も無礼な振舞いをしたりひわいな言葉を使ったなどで逮捕され起訴されてきた。しかしアダムはもう一つの点で珍しい人物であった。彼は自分の権利を知っていたのである。おそらく彼は「市民の自由を守る会」(CCF)の小冊子「もし逮捕されたら」(If You Are Arrested)を暗記していたのであろう。そして5回の逮捕時にはいつも、市民の自由を守る会と関係のある弁護士によって法廷での弁護に成功した。もっともその内2回は、上訴する必要があったが、

アダムの判例は法廷の証拠によって証明されており、それらは一部の警察官の態度や方法に関する興味深い解説を提供している。ある事件の場合、アダムはキングスク



ロスの舗道に立って、チョコレートの包み紙の裏に詩の一行を書いていた。その時警察のパトロールカーが止り、中の一人が「おい、そのひげの男、ここへ来い」とさげんだ。アダムは要求通り住所氏名を明らかにしたが、生年月日に関する質問には答えることを拒否したため逮捕された。幸い数人の友人が近くにいてこの会話を聞いていた。そのあとアダムは下品な言葉を使った罪で法廷に出頭した。警察側の二人の証人によれば、アダムは通りすがりの婦人に身ぶり手まねをし（*gesticulating*）、好色的な流し目をしており（*leering*）警察官が近づいた時、彼は名前を言うことを拒否し下品な言葉を使ったという、奇妙なことに、警察側の証人の一人はもう一人と共同で証拠を準備したことを否定したにもかかわらず被告人の弁護士が二人の警察官の手帳を調べてみると、その事件についての彼らの説明は驚ろくほど似通っていることが明らかになり、'*gesticulate*' のスペルを '*jestulate*' と間違えていることまで全く同じであった。一人の警察官は反対尋問で、'*leering*'（流し目に見る）を「怒りのまなざしでにらむこと」と定義した。しかも '*jestulating*' については、ひじを脇につけ、腕を前につき出して動かさずに立っていることと説明された。治安判事は告訴を棄却した。

もう一つの訴訟では、二人の巡査がアダムを逮捕した証拠を提示した。彼らは巡査部長が逮捕又は起訴に係わっていることを否定した。また彼らは被告側の弁護人が彼らに示した一連の示唆、すなわちアダムは告発された時、もう一方の名前は何かと尋ねられ、そのようなものはないと答えると、巡査部長は「毛むくじゃらのでかい陰莖のリチャード・アダムと書いておけ」と言ったこと、そしてアダムが生年月日言うのを拒否した時、その同じ巡査部長は「エープリルフールの日と書いておけ」と言ったことを否定した。被告側弁護人は警察署の告発書（*charge book*）の閲覧を要求した。同書には、リチャード・アダム、4月1日生れと記入されており、彼を告発したのは巡査部長であると書かれていた。

当然、アダムは市民の自由を主張する人々の間で有名人となった。上記の事件後、彼は自分をイエス・アダムと呼ぶことにした。彼は洗礼名かあるはずだと主張したり、「アダム何という名だ」と言ったりする疑い深い警察官にうんさりしていたのである。

彼の一番最近の当局との小ぜり合いは、1974年7月にCCLのニューズレター Civil Liberty（「市民の自由」）の中で、「現代の寓話」という見出しの下に次のように記録されている。

イエスが礼拝堂を離れて庭に出てくる日がやってきた。そして彼はそこに身を横たえた。そこへある異教徒達がやってきた。彼らはイエスの身体に手をかけ、彼を連れ去ろうとした。そこでイエスは、「あなた方の中に私の証人になってくれる人はいないだろうか」と叫んだ。すると一人の婦人が群衆の中から進み出て、異教徒達に声をかけ、イエスをどこへ連れ去ろうとしているのか教えてほしいと言った。しかし彼らはうその答えをし、イエスを連れ去り、彼を虐待した。

それはあるすばらしい秋の日に、シドニーのキングス・クロスで起った。ウエイサイド礼拝堂での午前中の修復作業を終えたイエス・アダムスは、近くのフィッツロイガーデンズに弁当を持って行った。彼は芝生の上にタオルを広げ、シャツとサンダルを脱ぎ、日光浴をするために寝ころんだ。所轄警察署の二人の警察官がそこにいる彼を見つけた。イエスの福祉を心配した（彼が後に治安判事に説明したところによれば）彼らの一人は、彼に起きるように命じた。イエスは拒否した。そこで彼は巡査に「手助け」されて立ち上り、警察の車まで付き添われて行った。公園にいた一人の少女がその逮捕に不審を抱いた。彼女は、イエスは職もなく、社会の落後者であると言われた。イエスは彼女に証拠になってくれるかどうかたずね、彼女は喜んで同意した。

彼はダーリングハースト警察署に連行され、そこから中央小治安裁判所に連れて行かれ、驚いたことには、そこで下品な言葉を使ったかどて起訴されたのである。

次の週にその事件に審理に付された。公園にいた少女は証人になるために出席しており、テッド・ノフス牧師も出廷してイエスが過去8年間ウエイサイド礼拝堂で行なってきたボランティアの仕事や、彼の礼拝堂の修復作業がいかに優れたものであるかを証言した。そうです皆さん何とイエスは大工だったのです。

「やがてイエスは自由の身となり、再びこの世に出て行く苦しみに耐えた。そして異教徒達は大いに泣き叫び歯ぎしりした」

こうしてCCLによるイエス・アダムの5度目の弁護は成功裏に終わった。

警察官のほかに、礼儀作法や権威に対する当然の敬意に関する自分達の考えを、出廷した人々に押しつけがちな治安判事もいる。最近ある治安判事は、不快な態度をとったかどである若者に4ドルの罰金を科す過程で、もしその若者が散髪していなかったならば、罰金を10ドルにしたらろうと発言した。別の治安判事は、女子学生にスラックスをスカートにはき替えるように命じ、男子学生には上着とネクタイを着用するように命じた。またこの治安判事は、別の学生に彼がえりにつけていたバッジに書いてある文句を法廷で読むように求め、それからそのバッジをはすすように命じた。その文句とは「民主主義社会のための学生」というものだったのである。明らかにその治安判事はバッジ全般を不可としているわけではなさそうであった。というのも、彼は法廷にいる警官にバッジをはすせとは命じなかったからである。

裁判所の役割は、両当事者の間に判決を下すことである。法廷における服装は、それが穏当を欠いたものでない限り、この目的とは無関係である。にもかかわらず治安判事がこのようなささいなことに個人的偏見を見せれば、偏見がより本質的な事柄に流れ込むかもしれないと推定することは不当ではない。このような態度は出版物の検閲に関する訴訟において明白となる場合が多い。

たとえ警察や治安判事の公平に疑いの余地がなくても、多くの人々がもともと犯罪と定義されるべきではないような罪のために規則通り有罪とされているのは事実である。それらは他人に危害を加えるものではないにもかかわらず、調和や現行の道徳基準と一致しない行動や態度から生じる。唯一の犠牲者は罪をきせられた人である。オーストラリアにおける全逮捕例の3分の1から2分の1は、酒酔い、無法な行為、賭博、浮浪及び軽い性犯罪によるものである。信頼できる統計が入手できる州としてニューサウスウェールズ州をとりあげてみると、1972年には、不快な言動による逮捕、7,191件のほかに、酒酔いによる逮捕は5万件以上、浮浪罪による逮捕3,712件、売春のための袖引き又はうろつきによる逮捕4,288件、そして賭博罪による逮捕は1,338件であった。他の州も人口に比例していることが明らかとなるだろう。このようにして法律違反となる人々の大部分は普通の市民であり、その言葉の一般に受け入れられている意味での犯罪者ではないため、これらの犠牲者を出さない犯罪のいくつ

かをより詳細に検討してみる価値がある。

## (1) 酩酊

一般に公共の場所で酩酊しているところを見つかれば罪となる。クイーンズランド州は、この場合の罪は公共の場所で無法な振舞いをしている常習的酩酊者にのみあてはまるという点で、部分的には例外である。このような人々は浮浪者として分類され、それに従って処置される。その他の州では、無法な振舞いなどの付帯状況は必要とせず、ただ、酩酊だけで罪となる。もっともタスマニア州は、有罪者を「酩酊して自分の身を処置できない者」と定義することによって、その状況にもっともらしい口実をつけている。ビクトリア州とタスマニア州だけは、酩酊（罰金による処罰）とめいてい及び無法な行為（罰金又は禁固）という別々の罪を設けている。1974年10月には北部特別地域で、特にアリス・スプリングスにおけるアボリジニーの大量逮捕を縮小することをめざして啓発された措置が取られた。すなわち同地域の警察犯罪法(Police Offences Ordinance)は酩酊を犯罪リストから除外するよう修正されたのである。それでも同地域警察官は依然として、自分自身又は他の人々の安全を脅かすと思われるほど泥酔し不能になっていると思われる者を拘留することはできるが、酩酊者は罪を問われる代りに、酔いがさめるまで拘留される。しかし予想されていた通り同地域では不快な態度や警察官の侮辱など、酩酊に関連したある種の犯罪の発生は低下していないことが指摘されている。このことは、酩酊者が警察によって扱われる時のやり方—たとえばけんか腰にひっ捕えられたり、足でけって起されたりするやり方—によって説明できるかもしれない。

酩酊による逮捕の場合、警察はアルコール検知器やその他の科学的検査などは行わず、有罪の証明は事実上自動的である。裁判所の科す刑罰は一般に小額の罰金の形をとるが、西オーストラリア州では、特に再犯者には罰金の代わりに禁固刑が科せられる場合もある。いくつかの州は、一般に過去6ヶ月又は12ヶ月間に3回、酩酊による有罪判決を受けた者と定義されている常習的酩酊者に対しては、禁固刑を定めている。

また、酩酊により有罪判決を受けた多くの人々は、特に田舎町などでは、罰金を払えないため、短期間服役している。

服装が立派で、外見やマナーの良い人はめったに酩酊で告発されることがなく、たとえ告発されても酔いがさめ必要な保釈金を用意できる酩酊者は許すという既成慣行によって、大抵法廷に出頭することなく有罪判決を免れているという事実から、社会的差別は明らかである。一般に酩酊という罪名は、社会的落後者、アボリジニー及びある種の労働者階級の宿泊所、特に波止場近辺の宿泊所を常宿としている人々に対して用いられている。慢性アルコール中毒者は幾度もくり返し治安判事の前に現われる。ニューサウスウェールズ州犯罪統計調査局は、酩酊により逮捕される人々の7%の中核部は、この罪による全逮捕件数の20%以上を占め、罰金を支払えないため短期間服役する男女はこの中核部を成す人々であることを立証した。酩酊により逮捕された人々のうち、暴力の前科がある者はきわめて少なく、その比率はおそらく人口全体に対する比率よりもわずかに高いだけであろう。酩酊者が犯す夏の犯罪は、彼らが体制側にとって恥すべき存在であるということである。

この訴訟手続きはすべてが馬鹿げており、無情であり、無駄である。警察及び刑務所職員の膨大な時間が酩酊者の処理に費されており、このような時間は、夏の犯罪者の処理に当てられるべきである。1973年には、北部特別地域の全囚人の75%が酩酊のために刑務所に入れられていたと推定されている。酩酊者、特にアルコール中毒者自身について言えば、彼らの問題は犯罪的なものではなくむしろ社会的、医学的なものである。逮捕や禁固は彼らにとって何の解決にもならない。

## (2) 浮浪

浮浪についてもほぼ同じことが言える。事実、酩酊により逮捕された人々の多くは、浮浪罪にも問われているが、浮浪に関する法律は、酩酊者以外の多くの人々を包含している。浮浪を犯罪とする概念は、何世紀も続いてきたものである。英国では、それは提供される賃金がどのようなものであれ、貧困者を社会的上層階級のために働かせ、

支配階級を公衆の無秩序から守るために定められた階級法の一つとして出現した。定職もなくうろつき回る浮浪者は見さかいなくごろつきのレットルをはられ、道徳的な理由はもとよりその他の理由からも非難された。1654年のある英国の著者によれば、「彼らの大部分は割礼を受けていない世代であり、洗礼を受けておらず、教会に属しておらず、従ってこの世に神がないという者達である。」これとはほぼ同じ頃、英国のソールズベリーという町では、むち打ちの刑に処せられた浮浪者の中には、「結婚もせず、みだらに同棲している」Paul A. Slack 著 'Vagrants and Vagrancy and Vagrancy in England, 1598 - 1664', *Economic History Review*, XXVII (1974年8月), PP. 360, 367 において引用。と説明された人々も含まれていた。

むち打ちはもはや浮浪罪の刑罰ではないが、本質的には依然として古い英国の法律がオーストラリアにおいて適用されている。ただし北部特別地域は例外で、浮浪罪は最近廃止された。西オーストラリア州警察法は、次のような古めかしいカテゴリーを保持している。(a)「怠惰でだらしないの者」(すなわち、十分な合法的手段があることを治安判事の納得のいくように証明できない者)、この場合の刑罰は6ヶ月の禁固刑である。(b)「浮浪人及び放浪者」(怠惰でだらしない者としての第二の罪で有罪を宣告される)、12ヶ月の禁固刑、(c)「矯正の見込みのない浮浪人(浮浪人及び放浪者としての第二の罪で有罪を宣告される)」、この場合は18ヶ月の禁固刑である。実際、西オーストラリア州では、自活力の不足以外のいくつかの罪のいずれかを犯していると認められた者は「浮浪人又は放浪者」と見なされ、それ相当に罰せられる、このような罪には、故意のみだらな公共の場所での露出が含まれるが、これは単なる裸の日光浴以外の何ものでもないこともありうる。その他の州における浮浪罪に対する刑罰は、ニューサウスウェールズ州の3ヶ月の禁固刑(罰金のオプションはない)から、ビクトリア州及び南オーストラリア州の12ヶ月の禁固刑までさまざまである。クイーンズランド州だけは、禁固刑の代替となる罰金制度を設けている。

これらの刑期は治安判事に科すことが許されている最高刑であるが、場合によっては依然として苛酷さが見られる。1974年にビクトリア州の治安裁判所は17才の少年に浮浪罪により9ヶ月の禁固刑を言い渡した。この刑の苛酷さはおそらくその少年の腕

に「雇用前の死」( 'death before employment' )という文句のいれすみがあったという事実と関係があるといえるだろう。しかし、もっと物わりの良い治安判事は、浮浪罪に対する禁固刑を軽減することによって、変りつつある社会の態度に応えようとしている。彼らは、被告人が救世軍やその他の福祉組織の助けをかりて職に就けるようにするために、浮浪罪の審理を延期する方法に訴えている。もしその被告人が休会期間中に職に就けば、起訴は消滅することが認められる。しかし、このような傾向が最も顕著に見られるシドニーでさえ、浮浪罪で起訴された人々の25%から40%は相変わらず禁固刑を言い渡されている。首都圏以外では、禁固刑の比率はほとんど2倍に達している。

要するにこれらの人々は、非常に貧しく、はっきりした生活手段がなく、あるいは合法的資力が不十分なために有罪判決を受けているのである。被告人に十分な合法的な生活手段があるかどうかの判断は主観的なものであり、治安判事の裁量に任されている。被告人が有罪判決を免れるために必要な資産の額については何も定義がない。もっとも彼が職に就いているか、社会事業給付金を受けているという証拠があれば十分である。このように、この法律は社会の落後者や流れ者に対して適用されている。しかしすべての流れ者が危険にさらされているわけではない。行動が常軌を逸しており、くしを入れたことがなく、風呂にも入らず、職がなくても、十分な合法的な生活手段があることを治安判事に納得させれば、有罪判決を受けない。つまり、合法的に獲得した資産又は財産があれば、安全なのである。息子又は娘に手当てを出してくれる—あるいは遺産を相続できる—裕富な両親がいるかどうかで、自由か刑務所かという大きな違いが出てくる。ピューリタンの労働倫理にもかかわらず、この法律には階級差別が明白に出ている。

浮浪者の大部分は社会の落後者、アルコール中毒者又は文無しののらくら者である—これらは、彼らが援助を必要としている人間であるという事実をおおい隠す感情的な表現である。治安判事は、このような人々は実際身体を清潔にされ適当に食事が与えられる刑務所にいた方が暮らしがよくなるのと主張することによって、自分の良心をなだめようとするかもしれないが、いかなる道徳的権利があっても、禁固刑の方が社

会福祉や医療援助よりも好ましいと決めることができるのだろうか。自分がそうしたいと思うならば、なぜみじめな生活や酩酊による無気力な生活をさせておいてはいけないのだろうか。ジョージ・オーウェルが *The Road to Wigan Pier* の中で書いているように、「自由の代価は、果しない警戒ではなく、むしろ果しない泥である…虫は有害であるが、人間が自分を羊のように殺虫液につけたままにしておく状態はもっと悪い。」浮浪と犯罪活動との間に偶然の結びつきがあるという明白な証拠は何もなく、たとえ浮浪者が犯罪生活に転向したとしても、彼を処するための法律は他にも数多くある。

今日では多くの浮浪者は社会的落後者でもアルコール中毒者でもない。ラポリジニーはその貧しさゆえに、特に浮浪罪に問われる危険がある。彼らの多くは単に仕事を見つけることができないのである。西オーストラリア州では、アポリジニーは同州で刑務所に送られた全犯罪者の40%以上を占めている。女性犯罪者だけをとり出してみれば、西オーストラリア州の女性アポリジニーは、全女子囚人数の20%以上に相当する。これらの数字は、人口全体におけるアポリジニーの数に対してはなほだ不均衡である。これらのアポリジニーの内、何人が浮浪罪で起訴されたのかは明らかではないが、確かに浮浪罪又はそれに代る酩酊の罪は、彼らが白人の法律に触れる際の主要な要素となっている。

また、何らかの理由で社会に加わらないことに決めた若者の数も増えている。彼らは、ニューサウスウェールズ州のニンビンやクイーンズランド州の各地にあるようなコロニーに集まる傾向がある。彼らは利益を追求する実利主義的なものの見方を拒否し、労働そのものには何の美德も認めず、その生活様式にはほとんど金銭を必要としない。彼らが他人に悩まされることなく、自分のライフスタイルをとり入れることを認めてはいけないというもっともな理由は何もない。にもかかわらず、彼らは絶えずおせっかいな警察官から浮浪罪で起訴するという脅しを受けている。浮浪とは「仕事に就いていない時に、警察の気に入らないことをすること」を意味し、無礼な態度とは「仕事に就いている時に、警察の気に入らないことをすること」を意味するというある学生新聞の論評には、大きな真実の要素がある。たとえそうであっても、警察や



治安判事は、ただ単に隣人達の偏見を反映しているにすぎないのかもしれない。定職に就いていない者は、特にその、のん気な生活の仕方の中で幸せそうに見える場合には、受け入れられている社会的規準を乱す例外的存在となりがちである。公道や公園における酩酊者と同様、彼らはそのような人々の存在を思い出したくない多くの立派な市民にとって、困惑する存在である。この問題への一つの解答とされているのが、彼らを逮捕し、市民の見えないところへ片付けることである。

要するに、浮浪法はその施行が差別的であり悪意がある。その明白な例は、ある土曜日にシドニーの自宅で逮捕され、浮浪罪で起訴されたあるアボリジニーに関するものである。彼が出廷した時、彼には弁護士がついていなかった。彼は有罪を認め、14日間の重労働の刑を言い渡された。彼の刑明が始まって間もなく、市民の自由を守る会がその事件を耳にし、弁護士が刑務所で彼に面接する手はずを整えた。その面接は、法廷で明らかにされなかった事実を引き出した。すなわち、そのアボリジニーは、逮捕される前にわずか一日半失業してただけであり、次の月曜日に（その頃にはすでに彼は刑務所の中にいた）彼のために就職の面接を受ける手はずを整えていた連邦雇用局に彼はすでに登録していたのである。これを知ってその弁護士は刑務所当局に、その囚人が彼の有罪判決に対して上告したいと考えていることを告げ、弁護士はその囚人にはその夕方上訴する機会が与えられるだろうと言われた。

しかし何事も起らなかった。その後幾度も刑務所に電話をしたが成功せず、ついに弁護士は刑務所当局から、被告人はその刑期がほとんど終了しているので、もはや上訴したいとは思わないと言っていると知らされた。にもかかわらず、そのアボリジニーが釈放されると控訴の手続きがとられた。控訴は直ちに裁判官によって認められたが、おそらくこれは、犯してもいない「罪」のために、すでに服役をすませている男にとっては、小さななぐさめにすぎなかったであろう。彼が最初に有罪を認めたのは、彼が貧しいアボリジニーで、有罪判決はあらかじめ決まっていると推定したためであり、これは道理に合わない推定ではない。

### (3) 売 春

一部の売春婦は浮浪罪で起訴されている。有罪判決がそれに続くが、それは彼女達が文無しだからではなく（彼女達は多山のお金を持っているかもしれない）、売春婦がその職業から得るかせぎは合法的な生活手段ではないという見解を裁判所がとるからである。さらに、自分が十分な合法的な生活手段を持っているということを証明する責任は被告人側にあるが、これはベッドの中でその生活費をかせいだと疑われている女性にとっては困難であるかもしれない。

売春婦がその仕事に成功し、そこから得たかせぎを貯え投資が十分な生活費をもたらしてくれることを証明できれば、浮浪罪には問われないという事実の中には、明らかに偽善が見られる。このような法律上の区別から売春婦が引き出す教訓は、すばやく、ひと財産を作り、1ブロックを占めるアパート群を購入し、家賃で貞淑に暮すべきだということになる。あるいは、誰かのめかけになる方が尚よいかもかもしれない。なぜならめかけを囲うほどの余裕のある男はおそらくかなり裕富で社会的地位も高いだろうという階級原則に基づいて、裁判所はそのような生活手段は合法的なものを見なすからである。

しかし売春婦は一般に浮浪罪以外にも、不快な態度やそで引きなどの罪で起訴されている。浮浪罪は有罪となれば一般に強制的禁固刑をもたらすため恐れられているが、それに代る罪は通常罰金となり、売春婦はそれを当然のこととして—サービス代の値上げという形で顧客に回すことのできる一種の職業税として—支払っている。浮浪罪を着せられたということは、売春婦がおそらく警察官を買収する際に十分あいそよくしなかったためにいやがらせをされていることを示していると考えられる。売春婦にどのような罪をどの程度頻繁に着せるかの決定が警察の裁量に任されているということは、彼女がゆすりを受けやすいことを意味している。

奇妙なことに、売春そのものは犯罪ではない。これは当然のことである。合意した成人の間で個人的に行われる性関係を違法としなければならない理由など全くないからである。にもかかわらず、上述のように、裁判所は売春婦の生活費を不法に入手し

たものと見なす方を選び、売春を職業としつつ何も罪を犯さないことは事実上不可能である。南オーストラリア州及び西オーストラリア州は、未だに警察に「普通の売春婦」を劇場やその他の公共娯楽施設から排除する権限を与えている。また警察はある特定の建物を「風紀を乱す家」又は売春宿と宣告し閉鎖することを裁判所に申請する権限が与えられている。クイーンズランドでは長い間、家の中にアジア系又はポリネシア系の女性がおり、午後9時から午前6時までの間にいつでも、明らかにアジア系又はポリネシア系でない男性がしばしば訪れれば、それはその家が売春宿であるという一応十分な証拠となると定めることによって、この権限に人種差別論者の色合いが与えられていた。このクイーンズランド州の「浮浪、賭博及びその他の犯罪に関する法律」の明らかに人種差別論者的要素は、同法が1967年に改訂された際に削除されたが、売春宿を閉鎖する一般的な権限は相変わらず有効である。

ニューサウスウェールズ州では1960年代に、裁判所が売春宿を、二人以上の女性が利用する家屋という表現で定義していることが明らかになると、シドニーの売春婦達は一人単位で一軒に女性一人で一商売するようになった。そこでこのような情況に合うよう法律が修正され、現在ではニューサウスウェールズ州即決犯罪法は、常習的に売春又は袖引きのために利用されている家屋で発見された「売春婦という評判の者」に対しては、最高400ドルまでの罰金又は6ヶ月の禁固刑を定めている。その代り、その家屋が常習的にそのような目的に利用されていることかはっきりと証明できなくても、そうであると「十分疑われる」場合には、そこで発見された売春婦に対する規定の刑罰は、上記の額の半分となる。同法は、この後者の条項の下では、その家屋がそのように利用されていたことを「被告人が疑えなかったとしても無理はないことを法廷に納得させるならば」、それは起訴に対する十分な弁護となると述べている。しかし証明の責任は検察側ではなく被告側にある。

これらの規定条項は、顧客を自分の家に連れ込む街娼はもとより用心深いコールガールをねらったものである。1970年から71年にかけて、ニューサウスウェールズ州及びクイーンズランド州は、売春又は袖ひきのために「マッサージ、サウナ、スチームバス、運動施設又は類似のサービスの提供のために利用できる」とされている建物、あ

るいは写真撮影のために利用できる又は写真スタジオとして看板を掲げている建物」  
（この法律の言い回しは二つの州で全く同一である）を利用している人々を逮めるよ  
うその網をさらに拡大した。ビクトリア州政府は1975年にメルボルンの住宅地域にお  
けるマッサージ・パーラーを禁止した。法律的に言えば、このような施設の男性客も  
罪に問われるはずであるが、実際には、売春婦又はそのマネージャーだけが起訴されて  
いる。同様に、ニューサウスウェールズ州、クイーンズランド州及びビクトリア州の  
法律の下では、男性も女性に売春をそそのかした罪で起訴されうるが、そのような起  
訴はたとえ実行されたとしてもまれてある。

このように性犯罪の起訴には二重の基準が適用されている。実生活では売春を行う  
者が男性である場合もあるが、法律の上では売春婦は女性であると想定されている。  
売春は犯罪ではないが、法律の中にはその定義がある。その定義には、性交のゲーム  
における熱心なアマチュアは含まれていない。売春の本質的な要素は金銭契約だから  
である。もっとも現実には、金銭を要求する者と、プレゼントや飲んだり食べたりす  
ることで満足している者との間の区別は紙一重である。しかし売春は単に利益を求め  
て行う性交よりも巾広い意味をもつ。その活動範囲に関する何がしかの概念は、英国  
の裁判官の言葉－オーストラリアの法律にも適用できる言葉－から引き出せるかもし  
れない。

純粋に実践上の観点から見れば、受身的な役割を果す女性の場合と、積極的な役割  
を果す女性の場合とを区別することは、少なくとも不自然である。実際、ある意味で  
は彼女の側の一部の活動は売春の本質そのものであると言える。彼女が男をむち打と  
うが、男が彼女をむち打とうが、それは問題とはなり得ない。彼が彼女の上で自慰を  
行おうと、彼女が彼に手淫を施そうと、それは問題とはなり得ない…いずれにせよ、  
〔売春には〕、この場合のように、女性が男性の性的満足のために自分自身をわいせ  
つな肉体行為の参加者として提供するケースが含まれる。

制限条件が増えたにもかかわらず、売春は依然として繁栄している。売春婦達は定  
期的に繰り返される逮捕を避けられないものとして受け入れ、有罪を認め（通常弁護  
人付きで）罰金を払っている。この訴訟手続きは皮肉にも州の収入をふくらませる

手段となっている。抑圧的な措置は決して売春を根絶することはなかった。それは単に時折売春を地下に追いやり、売春斡旋業者達の力を増す役割を果たしただけである。多くの人々にとって売春がいかにかに気に食わないものであっても一特にその移住制度において男女の不均衡が著しい国では一売春婦には売るべきものがあり、その商品の買手がいることは明らかである。売手も買手も法律的な制限を別にすれば自由な行為者であり、この商売を多くの地域に分散させ医学的監視を受けなくするよりも、市街地の一つの市場に集中させる方が、全関係者の利益にかなっている。

残念ながら、売春婦は相変らず法律や警察に悩まされている。依然として優位を占めているのは、他の人々に自分の道徳基準を押しつけることがその主な関心事である立派な人々の中心人物の見解である。しかしそのように限られた委託事項においても、クイーンズランド州の事態が示しているように、売春に対する制限を取り除くケースがあるかもしれない。同州では、売春宿を経営することが罪とされて久しいが、それらは1957年までは警察によって大目に見られてきた。そしてその後それらは閉鎖された。それ以降クイーンズランド州では強姦未遂による有罪判決が急増した。これにはいくつか理由があるかもしれないが、この問題に関するある学術的調査は、その増加が売春宿の閉鎖と関係があることを示唆している。売春宿をよく利用する人物のタイプは、経済的社会的特徴が強姦により有罪判決を受けた者のタイプに非常によく似ているのである。

しかし実際にはこの種の考察は、売春婦及びその他の人々のために自由を拡大する必要に比べれば、枝葉の問題である。英国のウルフェンデン委員会がその報告書の中で述べているように「個人の道徳及び不道徳の領分は残されていなければならない。それは、簡潔なありのままの表現で言えば、法律の本分ではない。」

#### (4) 賭博及び物乞い

賭け事はきわめて普遍的なものであるため、それを非協調的なものとして説明することは不可能である。にもかかわらず、法律によって許可され又は禁止される賭博の

形態は、売春又は酩酊に対する態度を左右するのと同じような清教徒的潔癖性によって影響されている。一部の圧力団体、特にプロテスタント教会は、原則として賭博に反対している。彼らは、賭博にさらされている者はおそらく愚か者や子供のように行動するだろうと思われるので、彼らのために温情主義的保護が必要であると推断している。このような態度とは反対に、ギャンブルの本能は根深いものであり、何らかのはけ口を必要としていることは明らかである。このようにその見方が異なる結果、多くの矛盾が生じ、それらが、賭けごとはある特定の経路を通じて行なわれるものであればかまわないが、その他の方法で行われる場合は違法であるという趣旨の法律に現われている。

株式取引所は投機とみなされることを好まないが、同取引所で行われるギャンブルは大いに認められている。競馬又はドッグ・レースにおける賭け事はそれが競技場で行われるものであれば合法的である。競技場以外の場で行われる賭けは、公認の賭け金計算代理業 (total: sator agencies) を通じて行われる場合を除き、違法である。ポーカーマシンは州によって合法的にもなり違法にもなる。合法的なカジノがあるのはタスマニア州だけである。宝くじや、いわゆるアートユニオンは州の管理の下に許可されているが、賞金を伴うその他の賭け事は一切禁止されている。クイーンズランド州の「浮浪、賭博及びその他の犯罪に関する法律」は、違法な賭け事を次のように定義している点できわめて包括的である。'fan fan' (一種の中国賭博), 'fan-tan-troy', 'pack-a-pu' あらゆる種類のフルーツ・マシン (自動賭博機), 'two-up', 'heading them', 'sin-K'lo', 'tray bit peter', 'Yankee grab', 及び 'hazard' (一六勝負) として知られている又はそう呼ばれているゲーム並びにあらゆる類似のゲーム及びマシン, くじ又は運又は運と技術の混合による金銭又はその他の財産の処分。及びトランプ, さいころ又はその他の道具を用い, 賭け金のある一定率を得るすべてのゲーム。一当局の許可が出されている宝くじは常に除外されている。

各種形態の賭博の法律上の区別は、階級の特権 (金持は平日に競馬場に行く余裕があるが、労働者にはその余裕がない), 又は政府が賭博税から収入を得られるかどうかに基づいている。違法な賭けをする者及び違法な形態の賭博を主催する者は、両者

とも有罪である。－法律上は主催者の方が一般に重い刑罰を受ける－が、この場合も実際には差がある。賭博罪に対する有罪判決は多いが、違法賭博場の所有者が告発されるまれなケースでその対象となるのは、通常小規模経営者（ギリシャ人が多い）だけである。大規模経営者は警察につてがあるため、告発を免れている。そして時たま体裁上その賭博場が入手れを受けると、裕福な顧客は自分の職業を「労働者」として届け、法廷に出頭せずに保釈金を没収されるという手を打つ。もう一つのタイプの区別は、ブロークン・ヒルのような一部の鉱山地域に見られる。ここでは社会的圧力が大きいので、警察は違法なtwo-upゲームに目をつぶっている。

要するに、賭博を禁止する法律は、その施行が不十分で選択的である。それらは、時たま投機を好むような普通の市民の利益にはかなっていない。むしろこれらの法律は、強力な犯罪シンジケートや腐敗の発展につながる。

物乞いは、ある特定の方法で行われた場合にのみ犯罪となり、その禁止が一般に貧しい人々に適用されているという点で、賭博に似ている。公認されている慈善の金品を求めて電話したり路上でリボンやボタンを売る者は何も危険を冒していない。しかし公共の場所で物乞いし、それによって自分達の明らかな貧しさを善良な市民の鼻先にこれ見よがしに見せつける物乞いは罰金又は禁固刑を科せられる可能性がある。

その明らかな例は1974年にシドニーで起った。ある失業中のアボリジニーが、路上で通行人から20セントを恵んでもらったために、重労働付きの7日間の懲役刑を言い渡されたのである。治安判事は、そのアボリジニーが裁判を待つ間の再拘留中にすでに留置所で14日間をすごしたことを考慮に入れているので、これは軽い刑であると説明した。刑を言い渡す際にその治安判事は「物乞いは非常に不快な犯罪である。それは、黒人であるか白人であるかの問題ではなく、非常に迷惑なことなのである」と述べた。これは二つの理由から啓示的なコメントである。まず第一に、それは白人がこの黒人と同じように文無しになることがありうるかどうかという疑問を無視している（逮捕された時彼はたった今恵まれたその20セントしか持っていなかった）。そして第二に、それは豊かな社会の立派な人々が未だにひどく貧しい人々がいることを思い出させられることに強く反対していることを示している。